

# 第18期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年6月23日（火曜日）午前10時  
受付開始：午前9時

## 開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番3号  
ベルサール新宿グランド 1階イベントホール

## 議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の内容決定の件

## 目次

第18期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	43
連結計算書類	80
計算書類	83
監査報告	86

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン  
からでも招集ご通知がご覧  
いただけます。



<https://p.sokai.jp/3626/>



音声読み上げ機能にも対応

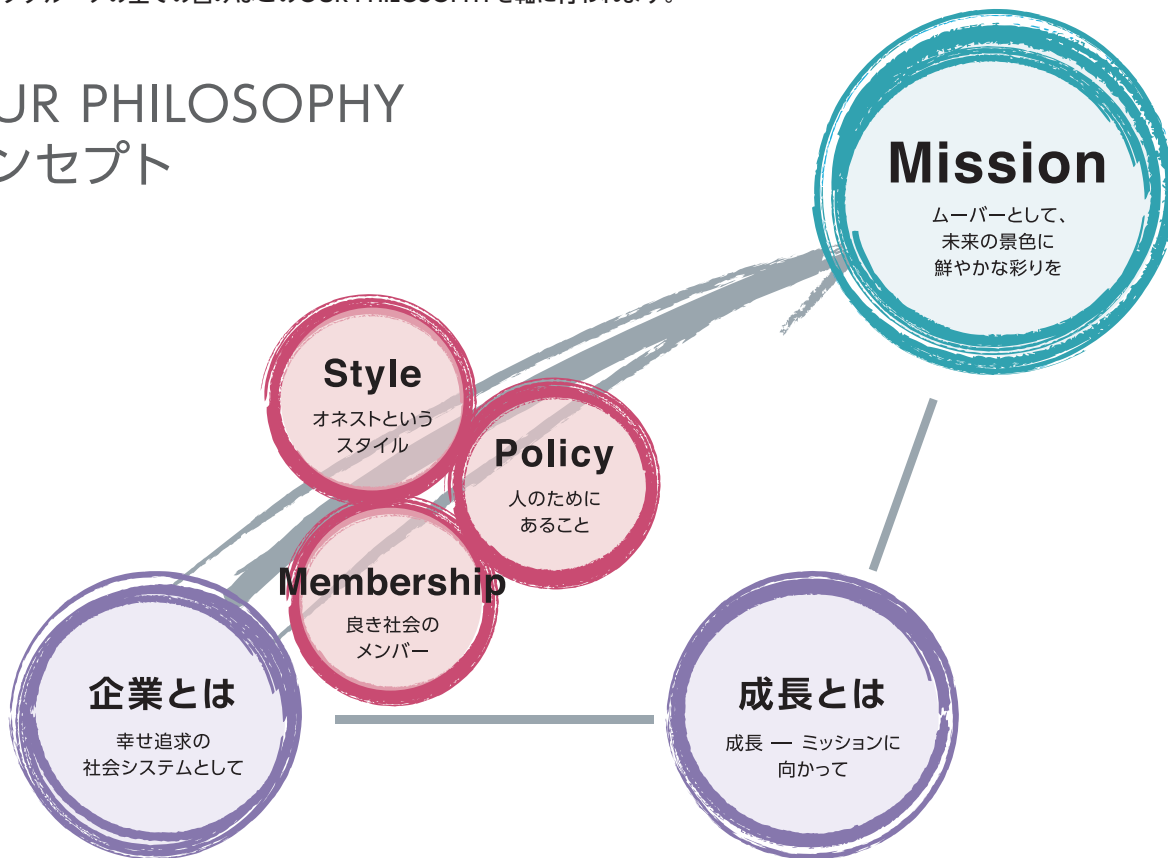
スクリーンリーダーでも招集通知をご確認いただける  
ようになりました。

# OUR PHILOSOPHY (TISインテックグループ基本理念)

OUR PHILOSOPHY、それはTISインテックグループの価値観です。

そこにはグループの経営、企業活動、構成員において、TISインテックグループが大切にしている考えやあり方が幅広く明確化されています。TISインテックグループの全ての営みはこのOUR PHILOSOPHYを軸に行われます。

## OUR PHILOSOPHY コンセプト



### Mission ムーバーとして、未来の景色に鮮やかな彩りを

ミッションは、TISインテックグループが果たすべき社会的役割であり、TISインテックグループの存在意義です。ここに掲げた「ムーバー」とは、世の中を新しい世界へと動かしていくモノやコト、システムを生み出す人のことです。つまりTISインテックグループおよびTISインテックグループ構成員のことです。TISインテックグループはデジタル技術を駆使したムーバーとして、未来のまだ見ぬ景色の中に、社会を魅了する斬新な可能性や選択肢の提供によって鮮やかな彩りをつける存在でありたいと考えています。

**AIの積極的な活用を含め、  
さらなる成長と持続的な企業価値向上  
のための取組みに注力します。**

代表取締役社長

**岡本安史**



## ごあいさつ

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第18期定時株主総会招集ご通知の送付にあたり、ご挨拶申し上げます。

私たちTISインテックグループは、「ITで、社会の願い叶えよう。」をブランドメッセージとし、IT・デジタル技術を駆使した事業活動を通じて社会課題の解決を図るとともに、持続的な企業成長の実現を目指すサステナビリティ経営を推進しています。

こうした中、当社グループはフロンティア開拓を基本方針とする中期経営計画（2024-2026）を通じて付加価値を伴った持続的成長を目指すとともに、未来志向で市場開拓と事業領域の拡大を起点としたバリューチェーン全般の質的向上により社会と顧客の変革の実現を目指しているところです。その2年目の2026年3月期の連結業績は、引き続き顧客のデジタル変革をはじめとするIT投資需要への的確な対応やサービス提供の推進、生産性向上等の取組みを着実に進めた結果、過去最高業績を更新することができました。経済情勢の先行きは見通しにくく、継続的な人的資本投資の強化やAIの積極的な活用をはじめとして対処すべき課題も多い状況ではありますが、2027年3月期も引き続き各戦略・施策の進展に注力し、さらなる成長と最終年度を迎える中期経営計画の目標達成を目指してまいります。

今後とも、当社グループは、本年7月に発足を予定しているTISI株式会社を中心としてお客様とその先にある社会の課題解決を見据えて、グループ基本理念「OUR PHILOSOPHY」を確固たる軸として事業活動を通じた社会課題の解決と社会要請に対応した経営高度化によるステークホルダーとの価値交換性の向上を図り、持続可能な社会への貢献と持続的な企業価値向上の両立を実現してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 2026年3月期 連結業績ハイライト

良好な事業環境を背景に16期連続増収・15期連続営業増益となり、過去最高の業績を更新しました。引き続き、諸施策の推進を通じて中期経営計画（2024-2026）の目標達成を目指します。

売上高

5,964億円

前期比 +4.3%

営業利益/営業利益率

762億円/12.8%

前期比 +10.4%/ +0.7pt

親会社株主に帰属する当期純利益

466億円

前期比 ▲6.8%

ROE（自己資本当期純利益率）

14.0%

前期比 ▲1.3pt

- 売上高は顧客のデジタル変革をはじめとするIT投資需要への的確な対応やサービス提供の推進による事業拡大等が貢献し、前期比増収。
- 営業利益は事業拡大に加え、最重要の経営資本である人材への投資等を積極的に実行する一方で、高付加価値ビジネスの提供や生産性向上施策の推進、不採算案件の減少影響等により前期比営業増益、収益性も向上。
- 親会社株主に帰属する当期純利益は、係争中だった訴訟の和解成立に伴う特別損失の影響等により前期比減益。これに伴い、ROEも前期比で低下。

# 経営トピックス

## ■当社とインテックの合併による「T I S I 株式会社」の発足を決定

長期経営方針「グループビジョン2032」の早期かつ確実な実現に向けて当社と完全子会社の株式会社インテックを2026年7月1日に合併させます。グループの中核会社が“One Company”となることによってこれまで以上に強固な経営・事業基盤のもとで成長の加速を目指してまいります。また、本合併に伴って当社の商号を「T I S I 株式会社」に変更する予定です。

なお、この機会に合わせて監査等委員会設置会社に移行する予定です。本移行によりグローバルの視点から国内外のステークホルダーの期待に応えるコーポレートガバナンスの一層の高度化を図ってまいります。



2026年7月1日、  
T I S は T I S I に  
変わります。

## ■A I 時代における重点戦略を明確化

近時のA Iの急速な進化および普及に伴い、当社グループを取り巻く事業環境の変化は今後一層加速していくことが見込まれます。当社グループは、この変化を成長機会と捉え、グループ全体のバリューチェーン強化とA I時代における成長戦略の推進により、長期にありたい姿の実現に向けて取り組みを進めてまいります。その前提としてマテリアリティを見直すとともに、次期中期経営計画に向けて重点戦略を明確化しました。

## ■総額500億円（上限）とする自己株式の取得を完了

当社グループは上記の通りA Iの浸透を踏まえた成長戦略を推進していく方針であり、当該方針に基づく取組みを着実に進めることで持続的な成長および企業価値向上が実現できると考えています。この前提のもとで当社が考える本源的価値に照らせば株価水準は必ずしもその価値が十分に評価されているとは言えない状況にあったこと、および財務状況等を総合的に勘案して株主利益および資本効率向上の早期実現を図る観点から機動的に実施しました。さらに、今回の取得は、現在遂行中の中期経営計画(2024-2026)において重要な経営指標に掲げている「R O E 16%超」および「E P S 年平均成長率 10%超」の達成に資するものと認識しています。

## ■「I R 優良企業賞」を初受賞

一般社団法人日本I R協議会が選定する「I R 優良企業賞2025」において、「I R 優良企業賞」を初受賞しました。本賞は、I Rの趣旨を深く理解し、積極的に取り組み、市場関係者の高い支持を得るなどの優れた成果を挙げた企業を選び表彰することを目的としています。



詳細は当社ウェブサイトをご参照ください▶  
<https://www.tis.co.jp/ir/>



# 株主各位

証券コード 3626  
(発送日) 2026年 6月 1日  
(電子提供措置の開始日) 2026年 5月16日

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

**TIS株式会社**

代表取締役社長 **岡本安史**

## 第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第18期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

[https://www.tis.co.jp/ir/stock/general\\_meeting/index.html](https://www.tis.co.jp/ir/stock/general_meeting/index.html)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「TIS」または「コード」欄に当社証券コード「3626」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、「議決権行使についてのご案内」（3頁）に記載のとおり、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 1 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時
- 2 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番3号 ベルサール新宿グランド 1階イベントホール  
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3 目的事項 報告事項 1. 第18期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類なら  
びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第18期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の内容決定の件
- 4 議決権行使について 3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。  
のご案内

以上

### 招集ご通知に関するその他ご案内事項

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておらず、「第18期定時株主総会招集ご通知（交付書面非記載事項）」として、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。
  - ① 事業報告のうち、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、② 連結計算書類の連結注記表、
  - ③ 計算書類の個別注記表
- 監査役が監査した事業報告は、インターネット上の各ウェブサイトに掲載している「第18期定時株主総会招集ご通知」と上記①で構成されており、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、同じくインターネット上の各ウェブサイトに掲載している「第18期定時株主総会招集ご通知」と上記②、③に記載の各書類とで構成されております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

### 本定時株主総会の運営およびその他ご案内について

- ◆本定時株主総会は、「総会会場でのご出席」および「株主総会ライブ配信ご視聴による参加」の2つの方法でご出席・参加いただけます。
- ◆なお、ご来場株主様への「お土産」の配布はございません。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
- ◆株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承願います。
- ◆株主様向けインターネットによるライブ配信および事前質問の受付
  - ・本定時株主総会においても、インターネットによるライブ配信を実施します。ご視聴方法は5頁「インターネットによるライブ配信および事前質問のご案内」をご参照ください。
  - ・また、本定時株主総会に関する報告事項および決議事項に関して、株主の皆様から事前にご質問を受付いたしますので、6頁【事前質問のご登録方法】をご参照のうえ、2026年6月16日（火曜日）までにご登録ください。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2026年6月23日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

## インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン等から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2026年6月22日(月曜日) 午後5時30分入力完了分まで

## 書面(郵送)で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙へ議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2026年6月22日(月曜日) 午後5時30分到着分まで

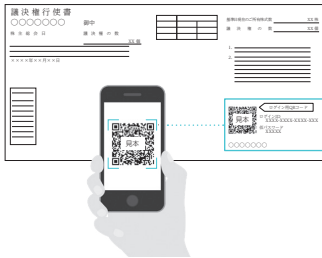
- ※ 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされていない場合は、会社提案について賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

# インターネット等による議決権行使方法

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

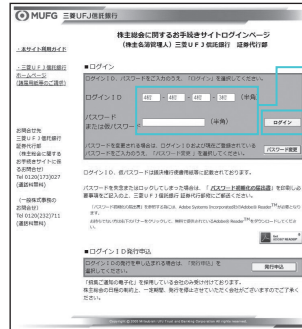
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# インターネットによるライブ配信および事前質問のご案内

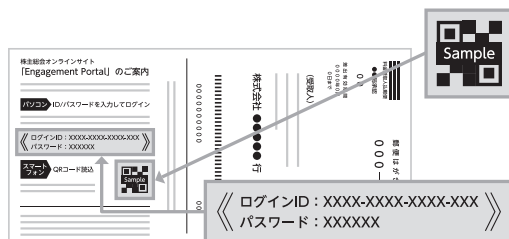
株主総会当日にご自宅等からでもインターネットにて株主総会の様子をご覧いただけるよう、株主様専用サイト「Engagement Portal」より**ライブ配信**を実施するとともに、株主の皆様からの**事前質問**を受け付けます。

なお、本サイトで議決権を行使することはできませんので、本招集ご通知3頁をご参照のうえ、お早めに議決権の行使をお願いいたします。

## 株主様専用サイト「Engagement Portal」のログイン方法

①スマートフォン等でログイン用QRコードを読み取るか、②下記URLにアクセスの上、ログインID・パスワードをご入力ください。

ログインID、パスワードは、同封の議決権行使書の**《裏面》**をご参照の上、ログインください。



### ①スマートフォン、タブレットからのアクセス方法

議決権行使書**裏面**のQRコード（※）を読み取ってください。

ログインID・パスワードの入力は不要です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ②パソコンからのアクセス方法

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

ログイン画面に議決権行使書**裏面**にあるログインIDとパスワードを入力し、利用規約をご確認の上、「ログイン」ボタンをクリックください。



※システムメンテナンスのため、毎日午前2時から午前5時までおよび日曜日・月曜日の午前0時から午前5時までにつきましては、本サイトをご利用いただくことができませんので、ご了承ください。

※本サイトの公開期間は、本招集通知到着時～2026年6月23日です。

公開期間外は、株主様認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、ログイン後のページにアクセスすることはできません。

## 事前質問のご登録方法

本定時株主総会に関する報告事項および決議事項に関して、株主の皆様から事前にご質問を受付いたします。株主様専用サイト「Engagement Portal」にログインのうえ、画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックし、質問をご入力ください。

なお、事前質問のうち、株主様の関心の高いご質問を中心に、株主総会当日、議長にてご回答をさせていただく予定です。個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいませようをお願い申し上げます。

事前質問受付期限

2026年6月16日（火曜日）



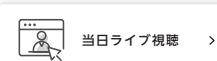
## ライブ配信ご視聴方法

株主総会当日の様子をご覧いただけるよう、ライブ配信を実施いたします。

株主様専用サイト「Engagement Portal」にログインのうえ、画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェック後、「視聴する」をクリックしてください。

配信日時

2026年6月23日（火曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで



### 【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ・インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ・議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願いいたします。
- ・インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ・同封の議決権行使書用紙を紛失された場合、以下のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。
- ・ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

### ■ポータルサイト、ログイン方法、ログインID（株主番号）およびパスワードに関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 「Engagement Portal」 サポート専用ダイヤル TEL 0120-676-808

（通話料無料／土日祝日等を除く平日9:00-17:00、ただし株主総会当日は9:00～株主総会終了まで）

### ■ライブ配信（視聴不具合等）に関するお問合せ

株式会社ブイキューブ コールセンター TEL 03-6833-6239（株主総会当日9:00～株主総会終了まで）

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、中長期の経営視点から事業発展につなげる適正な内部留保を確保しつつ、連結業績を勘案した上で、安定した配当を継続していくことを基本方針としています。

この方針のもと、中期経営計画（2024-2026）においては、成長投資の推進・財務健全性の確保・株主還元の強化のバランスのもと、自己株式取得を含む総還元性向の目安を45%から50%に引き上げ、1株当たりの配当金を継続的に充実させることを方針としています。なお、当社は、株主の皆様への利益配分を事業成長に応じて継続的に充実化させていくためには、一時的な損益に影響されない営業活動から得られた利益をベースとして株主還元を実施することが望ましいと考えています。

当期の期末配当につきましては、当期の業績が計画を上回る事業成長を果たしたことを踏まえ、当初計画の1株につき38円から4円増配し、1株につき42円（先に実施いたしました中間配当と合わせて、年間配当金は1株につき80円）といたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金42円

総額 9,291,870,672円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月24日

また、当期においては、自己株式の取得総額55,925百万円（12,778,800株）と合わせた2026年3月期の総還元性向は158.5%となりますが、上述した当社の考えに基づいて計算した総還元性向は49.0%となり、基本方針に沿った水準となります。

（ご参考）1株当たり年間配当金等の推移

区分	第15期 2023年3月期	第16期 2024年3月期	第17期 2025年3月期	第18期 (当期) 2026年3月期
1株当たり年間配当金 (円)	50	56	70	80
年間配当額 (百万円)	12,167	13,314	16,381	17,963
配当性向 (%)	22.0	27.5	32.6	39.0
総還元性向 (%)	76.0	85.8	45.8	158.5

## 第2号議案

# 定款一部変更の件

現行定款の一部を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

## 1. 提案の理由

- (1) 当社は、2026年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社インテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施いたします。この合併により、商号を「T I S I 株式会社」に変更するとともに、事業目的については、今後の事業展開に備えた目的の追加および所要の変更を行うものであります。なお、商号変更に関する定款変更の効力発生日は、2026年7月1日として附則を設け、効力発生日経過後にこれを削除するものといたします。
- (2) 株式会社インテックとの合併により、更なる強固な経営・事業基盤の構築を目指すとともに、グローバル視点でのコーポレートガバナンスの高度化を実現するため、監督と執行の役割分担を明確化し、取締役会の監督機能の強化、業務執行への権限委譲、意思決定の迅速化を図るべく、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。このため、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員である取締役に關する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設、その他所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役会の円滑な運営および経営の監督機能の実効性を確保する観点から、将来における取締役会運営の多様な在り方を見据え、取締役会の招集および議事運営についての柔軟性を高めるため、取締役会においてあらかじめ定められた取締役が取締役会を招集し、議長となることができるよう、所要の変更を行うものであります。
- (4) 経営の監督機能と業務執行機能の分離を一層明確にし、取締役会による監督の実効性を高めるとともに、業務執行に係る責任の所在を明確化するため、執行役員制度の位置付けを見直し、社長を含む業務執行を担う経営層を執行役員の役位として選定することができるよう、所要の変更を行うものであります。
- (5) その他、必要な文言の修正・削除および条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>T I S 株式会社</u>と称し、英文では<u>TIS Inc.</u>と表示する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>T I S I 株式会社</u>と称し、英文では<u>TISI Inc.</u>と表示する。</p>

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことならびに次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) } (記載省略)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>医薬品、医療機器、医薬部外品の開発・製造・輸入・販売の支援に関する業務</u></p> <p>(4) } (記載省略)</p> <p>(5)</p> <p>(6) <u>医療用システムおよび医療用機器の開発、製造、販売</u></p> <p>(7) } (記載省略)</p> <p>(10) (新 設)</p> <p>(11) } (記載省略)</p> <p>(15)</p> <p>(16) <u>旅行業法に基づく旅行者代理業</u></p> <p>(17) (記載省略)</p> <p>(18) <u>倉庫業</u></p> <p>(19) } (記載省略)</p> <p>(22)</p> <p>(23) <u>託児施設の運営</u></p> <p>(24) } (記載省略)</p> <p>(26)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことならびに次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>医療用システム、医療機器、医薬品および医薬部外品の開発、製造、販売、輸入ならびにこれらに関する支援業務</u></p> <p>(4) } (現行どおり)</p> <p>(5) (削 除)</p> <p>(6) } (現行どおり)</p> <p>(9)</p> <p>(10) <u>電子決済手段等取引業、電子決済等取扱業ならびに当該業務に付随または関連する業務</u></p> <p>(11) } (現行どおり)</p> <p>(15) (削 除)</p> <p>(16) (現行どおり)</p> <p>(17) (削 除)</p> <p>(17) } (現行どおり)</p> <p>(20)</p> <p>(21) (削 除)</p> <p>(21) } (現行どおり)</p> <p>(23)</p>
<p>第3条 (記載省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 監査役</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 監査役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>第6条 } (記載省略)</p> <p>第10条</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、株主の権利行使に際しての手続き等およびその手数料、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第14条 } (記載省略)</p> <p>第19条</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 監査等委員会 (削 除)</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>第6条 } (現行どおり)</p> <p>第10条</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定し、これを公告する。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、株主の権利行使に際しての手続き等およびその手数料、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第14条 } (現行どおり)</p> <p>第19条</p>

現行定款	変更案
<b>第4章 取締役および取締役会</b>	<b>第4章 取締役および取締役会</b>
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第20条 当社の取締役は、15名以内とする。 (新設)	第20条 当社の取締役は、15名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第21条 (新設)	第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 <u>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3 取締役の選任については、累積投票によらない。</u>
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>2 取締役の選任については、累積投票によらない。</u>	
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)  (新設)	第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了の時までとする。</u>
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第23条 取締役会は、その決議によって、 <u>会社を代表する取締役を選定する。</u>  <u>2 取締役会は、その決議によって、取締役または執行役員から社長1名を定める。</u> <u>3 取締役会は、その決議によって、取締役から会長1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</u>	第23条 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役は除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 (削除)  <u>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役は除く。)</u> から会長1名を定めることができる。

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にに対し発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">2 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第26条 (記載省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等)  第29条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)  第30条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第30条 (記載省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>(執行役員)  第31条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。  (新設)</p>	<p>(執行役員)  第32条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。  2 取締役会は、その決議によって社長執行役員を選定するほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他役付執行役員を若干名選定することができる。</p>
<p>第32条 (記載省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p><b>第5章 監査役および監査役会</b></p>	<p><b>第5章 監査等委員会</b></p>
<p>(監査役の数)  第33条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の選任方法)  第34条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)  第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期満了の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役)  第36条 監査役会は監査役の中から、常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員)  第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第41条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第43条 } (記載省略)</p> <p>第44条</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第39条 } (現行どおり)</p> <p>第40条</p>

現行定款	変更案
<p>(会計監査人の報酬等)  第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 計 算</b></p> <p>第46条  } (記載省略)  第49条  (新 設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)  第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 計 算</b></p> <p>第42条  } (現行どおり)  第45条</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u>  第1条 第18期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条の定めるところによる。なお、本附則は、2036年6月23日をもって削除する。</p> <p><u>(商号変更の時期)</u>  第2条 第1条（商号）の変更は、2026年7月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、第1条の効力発生後これを削除する。</p>

### 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いしたいと存じます。なお、各候補者につきましては、委員の過半数を独立社外役員で構成する指名委員会（委員長：独立社外取締役）における審議および答申を経て、取締役会にて決定しております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行に関する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

社外取締役3名を含む取締役候補者（9名）は、次のとおりであります。

#### 取締役候補者一覧

候補者番号	取締役候補者	現在の当社における地位	取締役会出席率 (出席状況)
1	桑野 徹 <b>再任</b>	取締役会長	100% (16回中16回出席)
2	岡本 安史 <b>再任</b>	代表取締役社長	100% (16回中16回出席)
3	堀口 信一 <b>再任</b>	代表取締役 副社長執行役員	100% (16回中16回出席)
4	疋田 秀三 <b>再任</b>	取締役	100% (16回中16回出席)
5	眞門 聡明 <b>再任</b>	取締役	100% (12回中12回出席)
6	中村 清貴 <b>再任</b>	取締役 専務執行役員	100% (12回中12回出席)
7	須永 順子 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	取締役 (社外取締役)	100% (16回中16回出席)
8	古澤 満宏 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	取締役 (社外取締役)	91.7% (12回中11回出席)
9	岩崎 尚子 <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	-	-

(注) 1.再任：再任取締役候補者、新任：新任取締役候補者、社外：社外取締役候補者、独立：証券取引所届出独立役員

2.眞門聡明氏、中村清貴氏および古澤満宏氏の取締役会出席状況については、2025年6月24日就任後に開催された取締役会を対象としております。

3.取締役候補者のスキルマトリックスは、40～41頁をご参照ください。



所有する当社の株式数

177,300株

在任年数

13年

候補者番号

1

くわ の とおる  
**桑野 徹** (1952年5月3日生)

再任

### 【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1976年 4月	株式会社東洋情報システム (*1) 入社
2000年 6月	同社取締役
2004年 4月	同社常務取締役
2008年 4月	同社専務取締役
2010年 4月	同社代表取締役副社長
2011年 4月	同社代表取締役社長
2013年 4月	同社代表取締役会長兼社長
2013年 6月	同社代表取締役会長兼社長 当社 (*2) 取締役
2016年 6月	同社代表取締役会長兼社長 当社代表取締役社長
2016年 7月	当社代表取締役社長 監査部担当
2018年 6月	当社代表取締役会長兼社長 監査部担当
2021年 4月	当社取締役会長 (現任)

### 【その他重要な兼職の状況】

株式会社建設技術研究所 社外取締役  
一般社団法人情報サービス産業協会 副会長

#### 取締役候補者とした理由

桑野徹氏は、当社グループ会社の代表取締役社長を経て、2013年6月に当社取締役へ就任、2016年6月から代表取締役社長、2021年4月から取締役会長を務め、長年にわたり、当社および当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と深い知見を有しております。

また、2021年4月以降は非業務執行取締役として取締役会議長を務め、公正な経営監督の実現に向けてリーダーシップを発揮し、コーポレートガバナンス体制の強化を推進してきました。その結果、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に大きく貢献しております。

引き続き、取締役会の監督機能が十分発揮されるよう議論をリードし、当社グループの重要事項の決定および経営執行の管理・監督において重要な役割を果たすことが期待されるため、同氏を取締役候補者といたしました。

\*1：株式会社東洋情報システムは、2001年1月1日付にて、商号をT I S株式会社に変更しております。

\*2：2013年6月時点における当社の商号は、I Tホールディングス株式会社であります。

なお、2016年7月1日付にて、当社 (旧商号 I Tホールディングス株式会社) を存続会社、完全子会社T I S株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、商号をI Tホールディングス株式会社からT I S株式会社に変更しております。



所有する当社の株式数

62,356株

在任年数

8年

候補者番号

2

おかもと やすし  
**岡本 安史** (1962年3月3日生)

再任

### 【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1985年4月	株式会社東洋情報システム (*1) 入社
2011年4月	同社執行役員
2013年4月	同社常務執行役員
2016年4月	同社専務執行役員
2016年7月	当社 (*2) 専務執行役員 産業事業本部長
2017年4月	当社専務執行役員 産業事業本部担当、ビジネスイノベーション事業部担当、ビジネスイノベーション事業部長
2018年4月	当社専務執行役員 サービス事業統括本部長
2018年6月	当社取締役 専務執行役員 サービス事業統括本部長
2020年4月	当社取締役 副社長執行役員 サービス事業統括本部長
2021年4月	当社代表取締役社長 監査部管掌 (現任)

### 取締役候補者とした理由

岡本安史氏は、長年にわたり経営企画部門でコーポレート業務に携わり、2016年7月からは当社専務執行役員として産業系システムの企画・開発部門の本部長を務めました。その後、2018年6月に取締役へ就任し、2021年4月からは代表取締役社長として当社の経営を牽引しております。

これまでに培った経験と知見を活かし、現中期経営計画（2024-2026）の着実な遂行および株式会社インテックとの合併による経営資源の融合を通じたシナジーの創出により、当社グループの持続的な成長と企業価値向上をより一層推進するリーダーシップを発揮できる人材です。

また、当社グループにおける重要事項の決定および経営執行の監督において十分に貢献できることが期待されるため、同氏を取締役候補者いたしました。

\*1：株式会社東洋情報システムは、2001年1月1日付にて、商号をT I S株式会社に変更しております。

\*2：2016年7月1日付にて、当社（旧商号 I Tホールディングス株式会社）を存続会社、完全子会社T I S株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、商号をI Tホールディングス株式会社からT I S株式会社に変更しております。



所有する当社の株式数

27,419株

在任年数

3年

候補者番号

3

ほりぐち しんいち  
堀口 信一

(1962年6月23日生)

再任

### 【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1987年 4月	株式会社東洋情報システム (*1) 入社
2013年 4月	同社執行役員
2016年 7月	当社 (*2) 執行役員 金融第1事業本部副事業本部長兼同事業本部クレジットプラットフォーム事業部長
2017年 4月	当社常務執行役員 金融事業本部長兼同事業本部クレジットプラットフォーム事業部長
2018年 4月	当社常務執行役員 インダストリー事業統括本部金融事業本部長
2020年 4月	当社専務執行役員 インダストリー事業統括本部金融事業本部担当役員、同事業統括本部金融事業本部長
2021年 4月	当社専務執行役員 金融事業本部長
2023年 4月	当社専務執行役員 企画本部管掌、人事本部管掌、管理本部管掌、テクノロジー&イノベーション本部管掌、品質革新本部管掌、IT基盤技術事業本部長
2023年 6月	当社取締役 専務執行役員 企画本部管掌、人事本部管掌、管理本部管掌、テクノロジー&イノベーション本部管掌、品質革新本部管掌、IT基盤技術事業本部長
2024年 4月	当社代表取締役 副社長執行役員 企画本部管掌、人事本部管掌、管理本部管掌、テクノロジー&イノベーション本部管掌、品質革新本部管掌、コーポレートデジタル推進本部管掌
2025年 4月	当社代表取締役 副社長執行役員 企画本部管掌、人事本部管掌、管理本部管掌、品質革新本部管掌
2026年 4月	当社代表取締役 副社長執行役員 企画本部管掌、人事本部管掌、管理本部管掌、品質本部管掌 (現任)

### 取締役候補者とした理由

堀口信一氏は、長年にわたり金融・クレジットカード事業に従事しており、2017年4月からは当社常務執行役員として金融系システムの企画・開発部門の本部長を務めてまいりました。また、2023年6月に当社取締役に就任し、2024年4月に当社代表取締役副社長執行役員へ就任して以降、コーポレート部門を管掌し、全社横断的な経営管理機能を統括しております。

これまでに蓄積した専門的な経験と知見を活かし、現中期経営計画(2024-2026)の推進においてリーダーシップを発揮できる人材であり、トップマネジメントの一員として、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督において十分な役割を果たすことが期待できるため、同氏を取締役候補者いたしました。

\*1：株式会社東洋情報システムは、2001年1月1日付にて商号をT I S株式会社に変更しております。

\*2：2016年7月1日付にて、当社(旧商号 I Tホールディングス株式会社)を存続会社、完全子会社T I S株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、商号をI Tホールディングス株式会社からT I S株式会社に変更しております。



所有する当社の株式数

8,800株

在任年数

3年

候補者番号

4

ひきだ しゅうぞう  
疋田 秀三

(1964年10月24日生)

再任

### 【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1988年4月	株式会社インテック入社
2018年4月	同社執行役員 首都圏産業本部副本部長兼MC I 営業部長
2019年4月	同社常務執行役員 産業事業本部長
2019年5月	同社常務執行役員 ネットワーク&アウトソーシング事業本部長
2021年4月	同社専務執行役員 流通サービス事業本部、ネットワーク&アウトソーシング事業本部担当、ネットワーク&アウトソーシング事業本部長
2022年4月	同社専務執行役員 流通サービス事業本部、ネットワーク&アウトソーシング事業本部、中部西日本産業事業本部担当、ネットワーク&アウトソーシング事業本部長
2023年4月	同社取締役 副社長執行役員 MCF事業部、ネットワーク&アウトソーシング事業本部、東地域統括本部担当、特命プロジェクトマネジメント室長
2023年6月	当社取締役（現任） 株式会社インテック 取締役 副社長執行役員 MCF事業部、ネットワーク&アウトソーシング事業本部、東地域統括本部担当、特命プロジェクトマネジメント室長
2024年4月	同社代表取締役社長（現任）

### 【その他重要な兼職の状況】

株式会社プラネット 社外取締役

#### 取締役候補者とした理由

疋田秀三氏は、当社の主要グループ会社である株式会社インテックにおいて、業界トップクラスの企業における事業戦略に直結する戦略的情報化の創出に携わり、ネットワーク&アウトソーシング事業における収益基盤の確立や新サービスの創出に貢献してきました。また、2023年4月に同社取締役副社長執行役員に就任し、同年6月には当社取締役に就任したほか、2024年4月から株式会社インテックの代表取締役社長として経営を担っております。

これまでの経験と実績を活かし、現中期経営計画（2024-2026）の推進ならびに株式会社インテックとの合併による経営資源の融合を通じたシナジー創出や、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与するとともに、重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、同氏を取締役候補者といたしました。



候補者番号

5

まかど  
眞門

あきら  
聡明

(1965年4月15日生)

再任

所有する当社の株式数

22,856株

在任年数

1年

### 【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1988年4月	株式会社インテック入社
2005年10月	同社財務部長
2012年4月	同社経営管理部長
2017年4月	同社執行役員 企画本部副本部長兼経営管理部長
2018年4月	同社常務執行役員 企画本部担当、企画本部長
2019年4月	同社常務執行役員 企画本部、グループ会社管理担当、企画本部長
2021年4月	同社専務執行役員 企画本部、グループ会社管理担当、企画本部長
2023年4月	同社取締役 副社長執行役員 企画本部、グループ会社管理担当、品質革新本部担当
2024年4月	同社代表取締役 副社長執行役員 コーポレート全般 管理本部、ビジネスサポート本部担当
2025年6月	同社代表取締役 副社長執行役員 コーポレート全般 管理本部、ビジネスサポート本部担当 当社取締役（現任）
2026年4月	株式会社インテック代表取締役 副社長執行役員 コーポレート全般（現任）

### 取締役候補者とした理由

眞門聡明氏は、当社の主要グループ会社である株式会社インテックにおいて財務部門や経営企画部門などのコーポレート業務に長年携わり、資金調達・資金運用に関して豊富な経験と知識を有しております。2023年4月には同社取締役副社長執行役員、2024年4月には代表取締役副社長執行役員に就任し、同社のコーポレート部門全体を総括するなどガバナンスの要として重要な役割を果たしております。

2025年6月に当社取締役に就任し、これまでに培った経験を活かし、現中期経営計画（2024-2026）の推進や当社グループの更なる企業価値向上に寄与するとともに、重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、同氏を取締役候補者としたしました。



所有する当社の株式数  
29,100株

在任年数  
1年

候補者番号

6

なかむら  
中村

きよたか  
清貴

(1968年8月29日生)

再任

### 【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

- 1995年4月 株式会社東洋情報システム (\*1) 入社  
2013年4月 同社執行役員 ITソリューションサービス本部エンタープライズソリューション事業部長  
2014年4月 同社執行役員 コーポレート本部企画部長  
2016年7月 当社 (\*2) 執行役員 企画本部副本部長兼同本部企画部長兼秘書室長  
2017年4月 当社執行役員 ペイメントビジネス事業本部長兼同事業本部ペイメントソリューション事業部長  
2018年4月 当社常務執行役員 サービス事業統括本部ペイメントサービス事業部担当、フィナンシャルサービス事業部担当、同本部ペイメントサービス事業部長  
2021年4月 当社専務執行役員 DXビジネスユニット ディビジョンダイレクター  
2025年6月 当社取締役 専務執行役員 デジタルイノベーション事業本部管掌、ビジネスイノベーション事業部管掌、ソーシャルイノベーション事業部管掌、IT基盤技術事業本部管掌、グローバル事業部管掌、テクノロジー&イノベーション本部管掌、ビジネスイノベーション事業部事業本部長兼ソーシャルイノベーション事業部事業本部長兼グローバル事業部事業本部長  
2026年4月 当社取締役 専務執行役員 デジタルイノベーション事業本部管掌、IT基盤技術第1事業本部管掌、ビジネスイノベーション事業部管掌、ソーシャルイノベーション事業部管掌、グローバル事業部管掌、技術本部管掌、ビジネスイノベーション事業部事業本部長兼ソーシャルイノベーション事業部事業本部長兼グローバル事業部事業本部長 (現任)

### 【その他重要な兼職の状況】

MFEC Public Company Limited Director/Vice Chairman

#### 取締役候補者とした理由

中村清貴氏は、執行役員就任後、経営企画部門におけるコーポレート業務およびペイメント事業に携わり、2018年4月から常務執行役員、2021年4月から専務執行役員としてオフリングサービスセグメントの事業拡大を中心に、グローバル事業の事業構造改革等にも貢献しております。また、2025年6月に当社取締役に就任以降は、これまでの豊富な経験を活かし、更なる企業価値向上や現中期経営計画 (2024-2026) における事業拡大に向けた取り組みを積極的に推進しております。

引き続き、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、同氏を取締役候補者いたしました。

\*1：株式会社東洋情報システムは、2001年1月1日付にて商号をTIS株式会社に变更しております。

\*2：2016年7月1日付にて、当社 (旧商号 ITホールディングス株式会社) を存続会社、完全子会社TIS株式会社に消滅会社とする吸収合併を行い、商号をITホールディングス株式会社からTIS株式会社に变更しております。



候補者番号

7

す なが じゅん こ  
須永 順子 (1960年9月25日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

900株

在任年数

2年

### 【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1983年4月	日本電気株式会社入社
1993年1月	NEC Electronics Inc. 出向
1996年4月	日本電気株式会社帰任 (1997年3月退職)
1997年4月	クアルコムインターナショナルジャパン (現 クアルコムジャパン合同会社) 入社 プロダクトマーケティングマネージャー
1998年4月	クアルコムジャパン株式会社 (現 クアルコムジャパン合同会社) (法人登録)
2005年5月	同社 ディレクター
2008年11月	同社 シニアディレクター
2016年6月	同社 副社長 Qualcomm Inc. Vice President
2018年4月	クアルコムジャパン株式会社 (現 クアルコムジャパン合同会社) 代表取締役社長
2021年6月	クアルコムシーディーエムエーテクノロジーズ有限会社 代表取締役社長 Qualcomm Inc. Vice President クアルコムジャパン合同会社 代表社長 クアルコムシーディーエムエーテクノロジーズ有限会社 代表取締役社長 Qualcomm Inc. Vice President
2023年6月	岩崎電気株式会社 社外取締役 (2023年6月退任)
2024年6月	クアルコムジャパン合同会社 アドバイザリーチェアマン (2024年6月退任)
2024年6月	当社社外取締役 (現任)

### 【その他重要な兼職の状況】

京セラ株式会社 社外取締役  
ヤマハ発動機株式会社 社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

須永順子氏は、携帯電話を中心とした半導体事業に長年携わり、1997年4月に移动通信業界のリーディングカンパニーであるQualcomm (米国) の日本法人へ社員第1号として入社され、2018年4月からクアルコムジャパン株式会社の代表取締役社長として、国内における半導体事業の拡大に成果をあげてられました。これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・相当性を確保するための助言・提言を行うことが期待されます。また、同氏は当社取締役会の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会の委員長を務めており、引き続き、企業価値向上およびコーポレートガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役候補者いたしました。

なお、本議案が承認された場合、本株主総会後の取締役会において改めて指名委員会および報酬委員会の委員に選定する予定であります。

#### 独立性に関する事項

同氏が2024年6月まで在籍していたクアルコムグループと当社において取引は存在しておらず、当社における「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしていることから、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。



所有する当社の株式数

500株

在任年数

1年

候補者番号

8

ふるさわ みつひろ  
**古澤 満宏** (1956年2月20日生)

再任

社外

独立

### 【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1979年4月 大蔵省（現 財務省）入省  
1990年7月 主計局主計官補佐  
1991年6月 国際局課長補佐  
1997年12月 在仏日本国大使館参事官  
2002年7月 主計局主計官  
2007年7月 在米国日本国大使館公使  
2009年7月 国際局次長  
2010年8月 国際通貨基金（IMF）日本代表理事  
2012年8月 理財局長  
2013年3月 財務官  
2014年7月 内閣官房参与・財務省顧問  
2015年3月 国際通貨基金（IMF）副専務理事  
2021年12月 株式会社三井住友銀行 国際金融研究所 理事長（現任）  
2025年6月 当社社外取締役（現任）

### 【その他重要な兼職の状況】

三菱重工業株式会社 社外取締役  
APECビジネス諮問委員会（外務省）日本委員

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

古澤満宏氏は、財務官や国際通貨基金IMF副専務理事を務めるなど、行政官として財政金融政策に関する幅広い見識や国際機関の幹部として得たグローバルな視点を有しており、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより当社のコーポレートガバナンス強化に資する人材であると期待しております。

また、同氏は当社取締役会の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会の構成員として、その豊富な経験と高い見識を活かし、客観的な立場で指摘、助言をいただいております。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これまでの豊富な経験と知識を活かし、当社の企業価値向上、グローバル経営の深化と拡張にむけて職務を適切に遂行いただけると判断し、社外取締役候補者といえました。加えて、本議案が承認された場合、本株主総会後の取締役会において改めて指名委員会および報酬委員会の委員として選定し、委員である独立社外取締役の中から、互選により委員長に就任予定であります。

### 独立性に関する事項

同氏が在籍する株式会社三井住友銀行と当社において、連結売上高に対する当該会社の連結取引割合は0.03%、当社売上高に対する当該会社の取引割合は0.03%存在しますが、当社における「社外取締役の独立性に関する基準」を満たし、その取引割合は僅少であるため、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。



候補者番号

9

いわさき なおこ  
**岩崎 尚子** (1975年5月30日生)

新任

社外

独立

### 【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

2007年 9月	早稲田大学 国際情報通信学博士号取得
2008年 4月	早稲田大学 電子政府・自治体研究所講師
2012年 4月	早稲田大学 電子政府・自治体研究所准教授
2017年 4月	早稲田大学 電子政府・自治体研究所教授 NPO法人国際CIO学会理事長（現任） シンガポールナンヤン工科大学ARISE諮問委員
2019年 1月	APECスマート・シルバー・イノベーション委員長（現任）
2019年 6月	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社社外取締役
2019年 9月	総務省政策評価審議会委員（現任）
2021年 4月	内閣府公文書管理委員会専門委員（現任）
2022年 1月	内閣府地方制度調査会委員（現任）
2023年11月	早稲田大学総合研究機構電子政府・自治体研究所 研究院教授（現任）
2024年 9月	財務省政府税制調査会デジタル・納税環境整備に関する専門家会合外部有識者（現任）
2025年 4月	デジタル庁デジタル社会構想会議構成員（現任）
2026年 1月	日本成長戦略会議 デジタル・サイバーセキュリティワーキンググループ委員（現任）

所有する当社の株式数

—

在任年数

—

### 【その他重要な兼職の状況】

エクシオグループ株式会社社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

岩崎尚子氏は、国際情報通信学博士号を有し、ICTを活用した高齢化社会の活性化に関する学術的・政策的知見を備えています。APECスマート・シルバー・イノベーション委員長として、国際的視点から高齢化課題とデジタル活用に関する研究を推進され、また、国際CIO学会理事長としてデジタル政策提言に携わり、多様なネットワークを通じ社会課題の解決に貢献しておられます。これらの知見は、当社が現中期経営計画（2024-2026）で重点テーマとする「都市集中・地方衰退」「健康問題」等の社会課題の領域と高い親和性を有しており、当社の企業価値向上に資する人材であると期待されることから、取締役候補者として選任するものです。

なお、本議案が承認された場合、本株主総会後の取締役会において、指名委員会および報酬委員会の委員として選定する予定であります。

#### 独立性に関する事項

同氏が在籍しておられる大学等において、当社との間に取引は存在しておらず、当社における「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしていることから、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

- (注) 1. 各候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者須永順子氏、古澤満宏氏および岩崎尚子氏は、社外取締役候補者であります。  
また、当社は、須永順子氏および古澤満宏氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、本議案において両氏の再任が承認された場合には、当該届け出を継続する予定であります。また、新たに社外取締役候補者として選任する岩崎尚子氏についても当社の社外取締役の独立性に関する基準を満たしており、岩崎尚子氏の選任が承認された場合には新たに独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。  
なお、当社の社外取締役の独立性に関する基準は42頁に記載のとおりであります。
3. 当社は社外取締役が期待された役割を十分発揮できるよう、須永順子氏および古澤満宏氏との間で、会社法第427条第1項および現行定款第32条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。本総会において各氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。  
また、岩崎尚子氏の選任が承認された場合についても、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。  
なお、職務執行に関して悪意または重大な過失があったことに起因する場合、会社が役員に対して責任を追及する場合には補償の対象としないこと等、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。本総会において、取締役候補者桑野徹、岡本安史、堀口信一、疋田秀三、眞門聡明、中村清貴、須永順子および古澤満宏の各氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であり、また、取締役候補者岩崎尚子氏の選任が承認された場合も同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。（ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補填対象外。）なお、各氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 須永順子氏の戸籍上の氏名は、井上順子であります。
7. 岩崎尚子氏の戸籍上の氏名は、山際尚子であります。
8. 取締役候補者の所有する当社の株式数には、T I S インテックグループ役員持株会における本人の単元持分を含めております。

## 第4号議案

# 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、各候補者につきましては、委員の過半数を独立社外役員で構成する指名委員会（委員長：独立社外取締役）における審議および答申を経て、取締役会にて決定しており、また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

加えて、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行に関する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

社外取締役3名を含む、監査等委員である取締役候補者（4名）は次のとおりであります。

### 監査等委員である取締役候補者一覧

候補者番号	監査等委員である取締役候補者	現在の当社における地位	取締役会出席率 (出席状況)	監査役会出席率 (出席状況)
1	岸本 秀樹 <b>新任</b>	常勤監査役	100% (16回中16回出席)	100% (13回中13回出席)
2	小野 行雄 <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	監査役 (社外監査役)	100% (16回中16回出席)	100% (13回中13回出席)
3	山川 亜紀子 <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	監査役 (社外監査役)	100% (16回中16回出席)	100% (13回中13回出席)
4	工藤 裕子 <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	監査役 (社外監査役)	93.8% (16回中15回出席)	92.3% (13回中12回出席)

- (注) 1. 新任：新任監査等委員である取締役候補者、社外：社外取締役候補者、独立：証券取引所届出独立役員  
2. 監査等委員である取締役候補者のスキルマトリックスは、40～41頁をご参照ください。



所有する当社の株式数  
1,200株

在任年数  
(監査役として就任後の  
通算年数)

2年

候補者番号

1

きしもと ひでき  
**岸本 秀樹** (1964年11月27日生)

新任

### 【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1987年 4月	株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行
2013年 6月	株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 執行役員 米州本部米州営業第三部長兼ロスアンゼルス支店長兼Union Bank, N.A. 出向
2014年 7月	同行執行役員 MUFG Union Bank, N.A.出向兼ロスアンゼルス支店長
2015年 5月	同行執行役員 コンプライアンス統括部長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 コンプライ アンス統括部付部長
2015年 7月	株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 執行役員 コンプライアンス統括部長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 コンプライ アンス統括部長
2018年 5月	株式会社三菱UFJ銀行 常務執行役員 法人部門長補佐兼リテール部門 長補佐
2018年 7月	同行常務執行役員 地区本部長 (西日本担当)
2019年 5月	同行退任 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 常務執行役員 近畿地区 担当
2021年 6月	同社退任 三菱UFJニコス株式会社 常務執行役員兼副チーフ・リスク・オフィサー 兼副チーフ・コンプライアンス・オフィサー総合リスク管理部・コンプ ライアンス統括部・法務部副担当
2022年 6月	同社常務執行役員兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー コンプライ アンス統括部・法務部担当
2023年 6月	同社内部監査部共同担当、常務執行役員兼チーフ・コンプライアンス・オ フィサー
2024年 3月	同社退任
2024年 4月	当社顧問
2024年 6月	当社常勤監査役 (現任)

### 監査等委員である取締役候補者とした理由

岸本秀樹氏は、金融機関における海外での業務推進を通じたグローバル経営の経験を有し、また、コンプライアンス統括部門における責任者として、企業ガバナンスに関する豊富な経験と幅広い見識を備えております。

2024年6月に当社常勤監査役へ就任以降、その経歴を通じて培った経験と見識を活かし、当社グループのグローバル化に伴うガバナンス体制の高度化に寄与しており、今後も当社取締役の業務執行に対する的確かつ公正な監査・監督機能を十分に発揮いただけると判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者としたしました。



所有する当社の株式数  
4,300株

在任年数  
(監査役として就任後の  
通算年数)  
6年

候補者番号

2

おの 小野 行雄 (1950年1月1日生)

新任

社外

独立

### 【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1973年3月	等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
1980年6月	Touche Ross & Co. (現 Deloitte & Touche LLP) ニューヨーク事務所赴任
1984年8月	等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ) 東京事務所帰任
1985年5月	同監査法人 パートナー(社員)
2010年11月	同監査法人 パートナー(社員) 経営会議議長
2010年12月	同監査法人 パートナー(社員) 経営会議議長 Deloitte Touche Tohmatsu Limited Board of Directorメンバー
2013年10月	有限責任監査法人トーマツ パートナー(社員) 企業会計基準委員会 委員長代行
2014年3月	有限責任監査法人トーマツ 退職
2014年4月	企業会計基準委員会 委員長
2019年4月	同委員会 シニアアドバイザー 小野行雄公認会計士事務所設立 所長(現任)
2020年6月	当社社外監査役(現任)

### 【その他重要な兼職の状況】

株式会社東京金融取引所 社外取締役(監査等委員)  
世紀東急工業株式会社 社外監査役

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

小野行雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計等に関する専門的な知識および長年にわたる企業監査の経験を活かし、当社のグループ監査体制強化に資する人材であります。また、当社の社外監査役として、独立した立場から監査業務を通じて当社グループのガバナンス体制強化の実現に貢献しており、引き続き、企業監査に関する高度な専門知識に基づきガバナンス強化の役割を果たすことを期待しております。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、客観的な立場で当社取締役の職務執行を適切に監査・監督いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

### 独立性に関する事項

同氏が2014年3月まで在籍しておりました有限責任監査法人トーマツと当社はコンサルタント等の契約および支払いはしておらず、また、現在同氏が在籍している小野行雄公認会計士事務所との取引も存在しておりません。このため、同氏は社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。



候補者番号

3

やま かわ あ き こ  
**山川亜紀子** (1973年4月5日生)

新任

社外

独立

### [略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

1997年3月	最高裁判所司法研修所	入所
1999年3月	第一東京弁護士会	登録
1999年4月	小松狛西川法律事務所	入所
2000年3月	同事務所	退職
2000年4月	フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所	入所
2004年1月	ニューヨーク州弁護士	登録
2017年8月	同事務所	退職
2017年9月	Vanguard Tokyo法律事務所	設立、パートナー (現任)
2020年6月	当社社外監査役	(現任)

所有する当社の株式数

—

在任年数

(監査役として就任後の  
通算年数)

6年

### [その他重要な兼職の状況]

厚生労働省 労働政策審議会 労働政策基本部会委員  
 KDX不動産投資法人 監督役員  
 テンプル大学ジャパンキャンパスBoard of Overseers メンバー

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

山川亜紀子氏は、弁護士資格を有しており、グローバル企業における雇用紛争に関する訴訟対応など労務問題に関する豊富な経験と知見を有しております。また、女性活躍支援など外部での活動を通じ、当社におけるグローバル事業の執行および人材戦略について、客観的かつ専門的な立場からの確かな監査機能を発揮いただいております。引き続き、高度な専門知識に基づきガバナンス強化の役割を果たすことを期待しております。また、同氏は当社取締役会の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会の委員として、その豊富な経験と高い見識を活かし、客観的な立場で指摘、助言をいただいております。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、客観的な立場で当社取締役の職務執行を適切に監査・監督いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

加えて、本議案が承認された場合、本株主総会後の取締役会において改めて指名委員会および報酬委員会の委員として選定する予定であります。

### 独立性に関する事項

同氏がこれまで在籍しておられた事務所と当社との間に取引はいずれも存在しないため、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。



候補者番号

4

く ど う ひ ろ こ  
工藤 裕子 (1968年2月28日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数

1,100株

在任年数

(監査役として就任後の  
通算年数)

4 年

### [略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

1995年4月	愛知淑徳大学現代社会学部 専任講師
1996年4月	早稲田大学国際部(現 国際教養学部) 兼任講師(現任)
1998年4月	早稲田大学教育学部 専任講師
1998年7月	ヴェネツィア大学 公共政策学博士号取得
2001年10月	内閣府経済社会総合研究所 客員研究員
2002年4月	千代田区 監査委員
2003年4月	早稲田大学教育学部 助教授
2005年4月	中央大学法学部 教授(現任)
2008年4月	東京大学公共政策大学院 兼任講師
2016年4月	財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員
2018年5月	ニューキャッスル・ビジネス・スクール 客員教授
2020年4月	リュブリャナ大学行政学部 客員教授
2022年6月	当社社外監査役(現任)

### [その他重要な兼職の状況]

東京都税制調査会 委員

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

工藤裕子氏は、国内外の行財政に関する高い見識と公共政策学博士号を有し、大学教授、研究員としてグローバルに活躍してこられました。これまでに培った豊富な経験と知識を活かし、当社が事業を通じて取り組む社会課題の解決に向けたDX提供価値の向上や、グローバル経営の深化・拡張に対する的確な監査機能を発揮いただいております。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、客観的な立場で当社取締役の職務執行を適切に監査・監督いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

#### 独立性に関する事項

同氏がこれまで在籍しておられた大学等において、当社との間に取引はいずれも存在しないため、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者小野行雄氏、山川亜紀子氏および工藤裕子氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は、小野行雄氏、山川亜紀子氏および工藤裕子氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、当社の社外取締役の独立性に関する基準も満たしていることから、本議案において各氏の選任が承認された場合には、当該届け出を継続する予定であります。なお、当社の社外取締役の独立性に関する基準は42頁に記載のとおりであります。
3. 当社は、現任監査役である小野行雄氏、山川亜紀子氏および工藤裕子氏との間で、会社法第427条第1項および現行定款第42条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。本総会において各氏の選任が承認された場合には、上記3氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、現任監査役である岸本秀樹氏、小野行雄氏、山川亜紀子氏および工藤裕子氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、職務執行に関して悪意または重大な過失があったことに起因する場合、会社が役員に対して責任を追及する場合には補償の対象としないこと等、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。本総会において各氏の選任が承認された場合には、上記4氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。（ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補填対象外。）なお、本総会において各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式数には、T I S インテックグループ役員持株会における本人の単元持分を含めております。

## 第5号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2024年6月25日開催の第16期定時株主総会の決議において、年額800百万円以内（うち社外取締役100百万円以内）と決議いただき現在に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬額を廃止し、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を定めることとし、その報酬額は年額800百万円以内（うち社外取締役100百万円以内）といたしたいと存じます。

なお、本取締役の報酬額については、その対象者を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」に変更することを除き、現行報酬制度の内容の変更は予定しておりません。

以上により、本議案は対象者変更後の当社の取締役の報酬等の決定に沿った個人別の報酬額の総額等に基づきご提案しており、また、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会における審議および答申を経ていることから、相当であると判断しております。

また、当社においては使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与はなく、取締役の報酬額に含んでおりません。

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役は9名（うち社外取締役3名）であります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行に関する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案

# 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬額は、2024年6月25日開催の第16期定時株主総会の決議において、年額150百万円以内と決議いただき現在に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の監査役の上記報酬額を廃止し、監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額は年額150百万円以内といたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役の報酬額については、その対象者を「監査役」から「監査等委員である取締役」に変更することを除き、現行報酬制度の内容の変更は予定しておりません。

以上により、本議案は対象者変更後の当社の監査等委員である取締役の報酬等の決定に沿った個人別の報酬額の総額等に基づきご提案しており、また、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会における審議および答申を経ていることから、相当であると判断しております。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる監査等委員である取締役は4名であります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行に関する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社は、当社の取締役および執行役員（非業務執行取締役および国内非居住者を除く。以下、「当社取締役等」という。）、ならびに当社子会社である株式会社インテックの取締役および執行役員（非業務執行取締役および国内非居住者を除く。）（当社取締役等とあわせて、以下、「対象取締役等」という。）に対して、当社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として、信託を通じて取得された当社株式および当社株式の換価処分相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）が行われる業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」という。）について、2018年6月26日開催の第10期定時株主総会において導入し、2021年6月24日開催の第13期定時株主総会および2024年6月24日開催の第16期定時株主総会において、対象取締役等に交付する当社株式の算定方法および交付時期等、本制度を継続することにつき、ご承認をいただき今日に至っております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、対象取締役等から監査等委員である取締役を除いた者（以下、「対象取締役」という。）を対象とした本制度にかかる報酬枠を改めて設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」でご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬限度額（年額800百万円以内（うち社外取締役は年額100百万円以内））とは別枠で、対象取締役に対して本制度に基づく株式報酬を支給することをご提案するものであり、実質的な報酬の額および内容は、上述の定時株主総会においてご承認いただきました内容と同様であります。

また、本制度については、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様と利害を共有することを目的としており、本提案については、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会における審議および答申を経ていることから、相当であると考えております。

また、2026年7月1日付で当社を合併存続会社、当社子会社である株式会社インテックを合併消滅会社とする吸収合併を行い、商号を「T I S I 株式会社」に変更いたしますが、2024年6月24日にご承認いただいた株式報酬制度を継承し運用することとし、本総会の終結時に本制度の対象となる当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役、非業務執行取締役および国内非居住者を除く。）の数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと5名となります。

なお、事業報告記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会にて変更の決議を予定しており、当該変更は第2号議案「定款一部変更の件」および第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」ならびに本議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社移行に関する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 2. 本制度の改定内容

本制度の改定内容は以下のとおりです。

項目	現行	改定後
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社取締役および執行役員</li> <li>・株式会社インテック取締役および執行役員</li> </ul> 上記いずれも、非業務執行取締役および国内非居住者を除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社取締役および執行役員</li> </ul> 監査等委員である取締役、非業務執行取締役および国内非居住者を除く
拠 出 金 員 上 限	3事業年度 1,810百万円 (うち当社分 1,630百万円)	3事業年度 1,810百万円
対 象 取 締 役 等 に 交 付 する 株 式 数	1事業年度 230,000株 (うち当社分 200,000株) 3事業年度 690,000株 (うち当社分 600,000株)	1事業年度 230,000株  3事業年度 690,000株

## 3. 改定後の本制度における報酬等の額および内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する対象取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役に当社株式等の交付等が行われる株式報酬制度です（詳細は下記（2）以降のとおり。）。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・対象取締役
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	・3事業年度を対象として、1,810百万円
当社株式の取得方法（下記（2）のとおり。）および対象取締役に交付等が行われる当社株式等の株式数の上限（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業年度あたりに対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の株式数の上限は230,000株であり、3事業年度を対象として対象取締役に交付等が行われる当社株式等の株式数の上限は690,000株</li> <li>・1事業年度あたりに対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の上限数の当社発行済株式総数（2026年3月31日現在。自己株式控除後。）に対する割合は約0.1%</li> <li>・当社株式は株式市場から取得予定であり、希薄化は生じない</li> </ul>
③業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業績連動部分については、評価対象期間（対象期間中のポイント付与から3年経過後までの期間をいう。以下同じ。）に対応するTSRの対TOPIX成長率に応じて0%～200%の範囲で変動</li> <li>・固定部分と合わせた支給率は50%～150%の範囲で変動</li> </ul>
④対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	・原則として、3事業年度経過後

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（当初は、2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに、1,810百万円を上限とする金員を、対象取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。

当社は、信託期間中、対象取締役に対するポイント（下記（3）に定める。）の付与を行い、対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は延長された信託期間ごとに、1,810百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、当社は対象取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を行います。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長時に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。以下「残存株式」という。）および金銭（以下、残存株式と併せて「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は1,810百万円の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役に付与されるポイントの決定は行われません。

(3) 対象取締役に対して交付等が行われる当社株式数の算定方法と上限

本制度による報酬は、当社の持続的な成長と中長期の企業価値向上へのインセンティブを主眼として評価対象期間を通じた当社の株価の成長度合いに応じて当社株式等の交付等を行う「業績連動部分」と、株主の皆様との利害共有を図るべく在任中の株式保有を推進することを主眼として一定数の当社株式等の交付等を行う「固定部分」から構成されます。

信託期間中、各事業年度の所定の時期に、当該事業年度における役位ごとに定められる基準ポイントのうち50%を「業績連動部分」、残りの50%を「固定部分」として分けて付与されます。

対象期間経過後の一定の時期（原則としてポイント付与から3事業年度経過後）に受益者要件を充足する者には、以下の算定方法に従って、「業績連動部分」および「固定部分」それぞれの基準ポイントを株式交付ポイントに転換し、当該株式交付ポイントの合計に応じて当社株式等の交付等が行われます。

「業績連動部分」は、対象期間経過後に、対象期間中の在任期間に応じた係数および評価対象期間を通じた当社株価の成長率（TSR(Total Shareholder Return (株主総利回り))の対TOPIX成長率）に応じた業績連動係数を乗じることによって株式交付ポイントに転換します。

「固定部分」は、評価対象期間経過後に、対象期間中の在任期間に応じた係数を乗じることによって株式交付ポイントに転換します。

1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイン

トあたりの当社株式数の調整がなされます。

本信託の信託期間中に対象取締役に交付等を行う当社株式等の総数は、1事業年度当たり230,000株を上限とし、対象期間中の対象取締役に対して交付等を行う当社株式等の総数は690,000株を上限とします。対象取締役に対して交付等を行う当社株式等の総数の上限は、上記（2）の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。

(4) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した対象取締役は、原則として各事業年度の基準ポイントの付与から3年経過後に、上記（3）に基づき算出される株式交付ポイントに相当する数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役は、株式交付ポイントの50%の当社株式（単元未満株式は切捨て。）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、対象取締役が基準ポイントの付与から3年経過するまでに死亡した場合または国内非居住者になることが決定した場合、対象取締役（死亡した場合は当該対象取締役の相続人）は、その時点までの基準ポイントをもとに算定される株式交付ポイントに相当する当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(6) 本信託の終了時の取扱い

株価指標の評価結果により、本信託の終了時（上記（2）による信託期間の延長を行った場合は延長された信託期間の満了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却します。また、信託期間中に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および対象取締役と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(7) その他の本制度の内容

① マルス・クローバック条項等の規定

対象取締役が非違行為等を行った場合（対象取締役としての職務の重大な違反、または社内規程の重大な違反があったと取締役会が認めた場合や重大な不正会計や巨額損失等が発生した場合等）は株式等の交付等を受けることはできません。また、株式等の交付等の後に非違行為等が判明した場合には、株式交付規程に定める計算方法に基づき算定された金銭額の賠償を求めるものとします。

② その他

本制度に関するその他の内容については、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

## ご参考

### 監査等委員会設置会社への移行について

当社は、第2号議案から第7号議案が原案どおり承認可決されますと、次のとおり、監査等委員会設置会社に移行いたします。移行の目的および概要について、株主の皆さまのご理解を深めていただくため、参考としてご説明いたします。

#### 【1】移行の背景および目的

当社は、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現するため、意思決定の透明性・公正性の確保と迅速かつ的確な経営判断を可能とするコーポレートガバナンス体制の充実に取り組んでまいりました。

今般、グループの中核会社である当社と株式会社インテックの合併により、より強固な経営・事業基盤を構築することにあわせ、国内外のステークホルダーの期待に応えるコーポレートガバナンスの一層の高度化を図る観点から、監査等委員会設置会社へ移行することが適当であると判断いたしました。

本移行により、監督と執行の役割分担をより明確化し、取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行における意思決定の迅速化を図ります。これにより、経営の透明性・客観性を高めつつ、グループ経営の高度化および持続的な成長の実現を目指してまいります。

#### 取締役会と業務執行の関係の明確化

監督と執行の役割分担を進め、取締役会と業務執行それぞれの責任を明確化し、更なるガバナンスの向上を図ります。

#### 監督機能の強化

取締役の多様性（資質・スキル・経験等）を確保するとともに、監査等委員である取締役の関与を通じて監督機能を強化し、経営の透明性・客観性を高めてまいります。

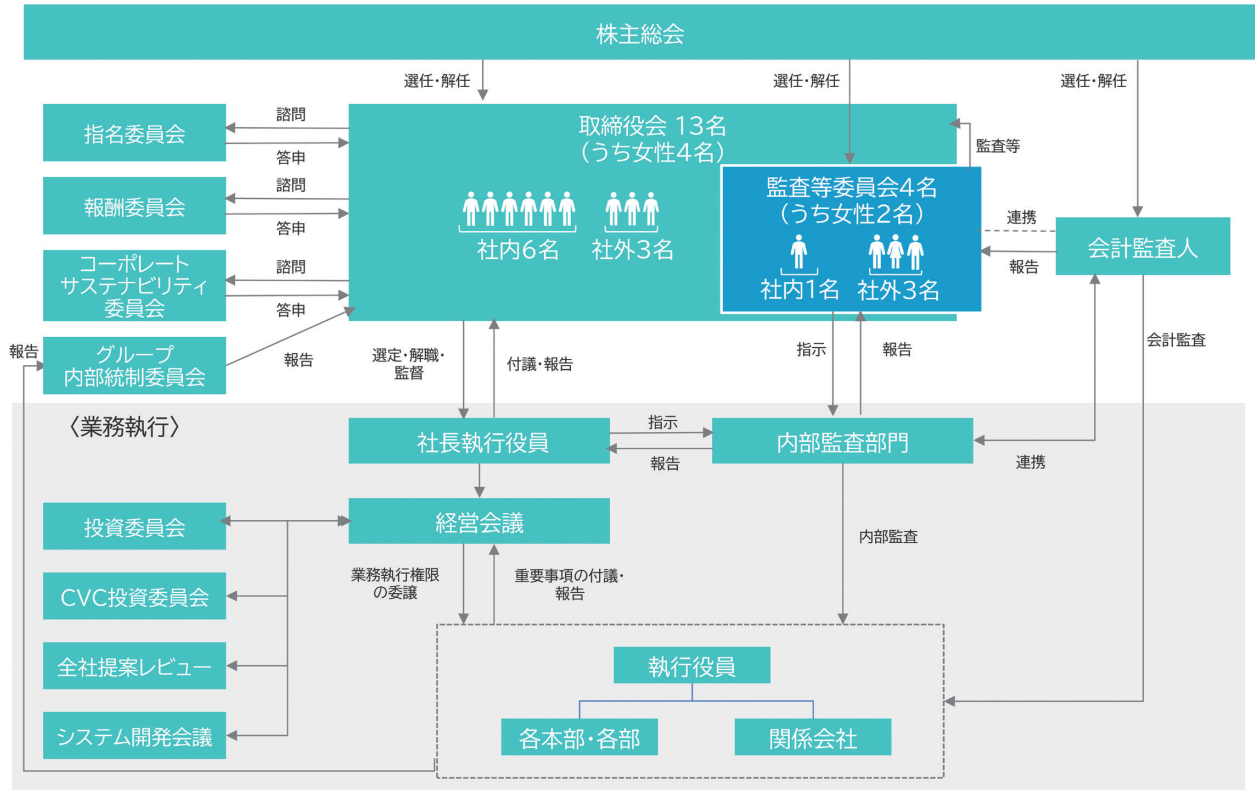
#### 業務執行体制の強化

業務執行の責任と権限を明確化し、グループ経営の強化およびセグメント単位の事業強化を通じ、グローバルガバナンス体制の拡充実現のための経営基盤の強化を進めます。

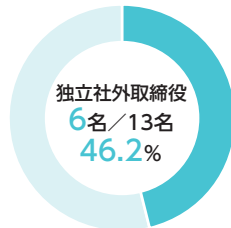
#### 海外も含めたステークホルダーからの信頼獲得

グローバルの視点から国内外のステークホルダーの期待に応えられる監督および執行体制を構築します。

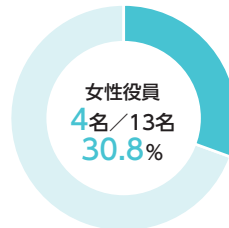
【2】 監査等委員会設置会社移行後のコーポレートガバナンス体制  
 コーポレートガバナンス体制図



■ 取締役会（独立性）



■ 取締役会（多様性）



### 監査役会設置会社と監査等委員会設置会社の比較、移行後の体制

	監査役会設置会社 (現行の体制)	監査等委員会設置会社 (移行後の体制)
変更となる機関	監査役会	監査等委員会
構成	取締役9名(うち社外3名) 監査役5名(うち社外3名)	取締役13名(うち社外6名) 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 9名(うち社外3名) 監査等委員である取締役 4名(うち社外3名)
任期	取締役1年 監査役4年	取締役(監査等委員である取締役を除く。) 1年 監査等委員である取締役 2年
重要な業務執行の決定	取締役会からの委任不可	全部または一部を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任可能 →更なる意思決定の迅速化・モニタリング機能の強化
取締役の指名・報酬に関する意見陳述権	なし	監査等委員会が選定する監査等委員である取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指名・報酬について、株主総会での意見陳述権の行使が可能 →指名・報酬決定プロセスを含む監督機能の強化
報酬(上限)	取締役 ・年額8億円以内(うち社外1億円以内) ・株式報酬23万株/年度以内(信託に拠出する金員上限約6.0億円/年度) 監査役 ・年額1億5千万円	取締役(監査等委員である取締役を除く。) ・年額8億円以内(うち社外1億円以内) ・株式報酬23万株/年度以内(信託に拠出する金員上限約6.0億円/年度) 監査等委員である取締役 ・年額1億5千万円

### [3] スキルマトリックス (第3～4号議案が原案どおり承認可決された場合)

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには取締役会の幅広い知見・経験・多様性が必要です。特に必要と考える経験・知見・能力等に関しては、当社のマテリアリティ、「グループビジョン2032」「中期経営計画2024-2026」から以下に定めております。

スキル項目	スキル説明
企業経営	企業の代表取締役経験、または持続的な経営を前提としたコーポレートガバナンスの知見を有する経営者として、ビジネスにおける重要な機会とリスクを評価し、リスクテイクの決断を行い、事業の変革を成し遂げた実務経験
業界知識	お客様とともにDXを推進するうえで必要なICT、DXの先端的知見、情報サービス業界およびサイバーセキュリティに関する豊富な知識・知見
グローバル	グローバルに事業を展開する会社のマネジメント実務経験、またはグローバル事業における機会とリスクを把握し、海外における事業展開に携わってきた実務経験
知的財産・技術・イノベーション	持続的企業価値向上に不可欠な知的財産に関する専門的知見、または応用技術等を活用し社会に豊かさをもたらすイノベーションを牽引してきた実務経験・知見
人材	高い付加価値提供を実現する優秀人材の確保と活躍を推進し、多様な人材が意欲高く安心して働ける労働環境の整備と企業文化の醸成を行うための知見および実務経験
財務・会計	中長期の持続的な価値創造に必要なコーポレートファイナンスに関する知見を保有し、投資戦略・財務戦略における意思決定を行ってきた実務経験
法務・リスクマネジメント	サービス事業やグローバル事業の展開等に不可欠な法務に関する専門的知見および実務経験、または企業が持続するために必要なリスクマネジメントに関する知見

スキルマトリックス：各人が保有するスキルから特に期待するスキルを設定

氏名	地位(注1)	独立役員	取締役・監査役に求めるスキルセット上位3つ					
			企業経営	業界知識	グローバル	知的財産・技術・イノベーション	人材	財務・会計
桑野 徹	取締役会長		○	○			○	
岡本 安史	代表取締役社長執行役員		○	○				○
堀口 信一	代表取締役副社長執行役員		○				○	○
疋田 秀三	代表取締役(注2)		○	○				○
眞門 聡明	取締役(注2)		○	○			○	
中村 清貴	取締役専務執行役員			○	○	○		
須永 順子	社外取締役	■	○		○	○		
古澤 満宏	社外取締役	■			○		○	○
岩崎 尚子	社外取締役	■		○	○	○		
岸本 秀樹	取締役(常勤監査等委員)				○		○	○
小野 行雄	社外取締役(監査等委員)	■			○		○	○
山川亜紀子	社外取締役(監査等委員)	■			○		○	○
工藤 裕子	社外取締役(監査等委員)	■		○	○	○		

(注) 1.地位は株主総会ならびにその後の取締役会および監査等委員会後の地位を記載しております。

2.株式会社インテックとの合併効力発生日である2026年7月1日をもって、疋田秀三氏および眞門聡明氏は、次のとおり当社執行役員に就任予定であります。

疋田秀三氏：代表取締役 副社長執行役員

眞門聡明氏：取締役 副社長執行役員

#### 【4】社外取締役の独立性に関する基準

当社は、取締役会の監督機能を強化するため、会社法上の要件に加え、東京証券取引所のルール等を参考に、社外取締役の独立性を確保するための判断基準を以下のとおり定めております。

1. 社外取締役（候補者を含む）においては、会社法第2条第15号（社外取締役の要件）のほか、過去においても当社グループ（注1）の業務執行取締役、支配人その他の使用人であったことが一度もないこと。
2. 直近3事業年度において、以下の各項目のいずれにも該当していないこと。
  - （1）当社を主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
  - （2）当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
  - （3）当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。なお、これらのものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者を含む。
  - （4）当社の主要株主（注5）。なお、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者を含む。
  - （5）上記（1）、（2）および（3）以外の当社取引先（注6）の業務執行者
  - （6）社外取締役の相互就任の関係にある先の出身者
  - （7）当社が寄付を行っている先またはその出身者
3. 以下の各項目に該当する者の二親等内の親族ではないこと。
  - （1）前項（1）から（3）に掲げる者
  - （2）当社子会社の業務執行者
  - （3）当社子会社の業務執行でない取締役（社外監査役に限る。）
  - （4）最近（現在および過去4事業年度）において上記（2）、（3）または当社の業務執行者（社外監査役の場合は、業務執行でない取締役を含む。）に該当していた者
4. その他、独立した社外取締役としての職務を果たせないと合理的に判断される事由を有していないこと。

注1：「当社グループ」とは、当社および当社の子会社とする。

注2：「当社を主要な取引先とする者」とは、当社に対し商品・役務を提供している取引先であり、当社の支払額が、当該取引先の1事業年度における売上高の2%以上となる取引先とする。なお、当社のメインバンク（株式会社三菱UFJ銀行）および幹事証券会社（野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMB C日興証券株式会社）についても取引金額の多寡に関わらず、「当社を主要な取引先とする者」とする。

注3：「当社グループの主要な取引先」とは、連結総売上高に占める売上比率が2%以上となる取引先とする。

注4：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、1事業年度中に1,000万円以上の場合とする。

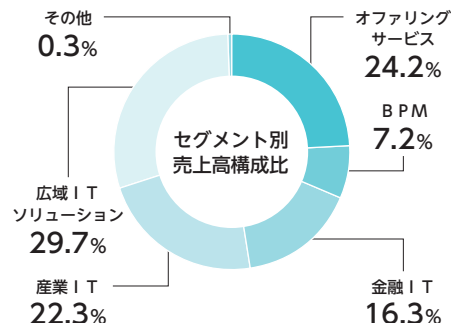
注5：「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者または保有する企業等とする。ただし、当社の上位株主（10位程度）についても「主要株主」として扱う。

注6：「当社取引先」とは、1事業年度中の当社との取引が当社単体における売上高の2%以上の場合とする。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

	第18期 (2026年3月期)	前連結会計年度比
売上高	5,964億79百万円	4.3%増
営業利益	762億29百万円	10.4%増
経常利益	765億11百万円	8.5%増
親会社株主に帰属する当期純利益	466億24百万円	6.8%減



### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国の通商政策による影響が一部製造業を中心にみられたものの、緩やかに回復しました。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により回復することが期待される一方、米国の通商政策をめぐる動向や金融資本市場の変動の影響等に加え、特に中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰等のリスクに十分注意する必要があります。当社グループの属する情報サービス産業においては、期中に公表された日銀短観におけるソフトウェア投資計画（金融機関を含む全産業）がいずれも前年度比増加を示す等、AIが急速に進化および普及し、デジタル技術を活用したビジネスプロセスやビジネスモデルの変革がグローバルで進展する中で、IT投資需要の更なる増加が期待されています。

このような状況の中、当社グループは、「グループビジョン2032」の達成に向けて、現在遂行中の中期経営計画（2024-2026）の基本方針に沿って、付加価値を伴った持続的成長を目指すとともに、未来志向で市場開拓と事業領域の拡大を起点としたバリューチェーン全般の質的向上により、社会と顧客の変革の実現を目指してまいります。

当連結会計年度の業績は、売上高596,479百万円（前期比4.3%増）、営業利益76,229百万円（同10.4%増）、経常利益76,511百万円（同8.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益46,624百万円（同6.8%減）となりました。

売上高については、顧客のデジタル変革をはじめとするIT投資需要への的確な対応やサービス提供の推進による事業拡大等が貢献し、前期を上回りました。営業利益については、増収に伴う増益分に加え、最重要の経営資本である人材への投資をはじめとする成長投資を積極的に実行する一方で、高付加価値ビジネスの提供や生産性向上施策の推進、不採算案件の減少影響により前期比で増益となりました。収益性については、売上総利益率は28.2%（前期比0.2ポイント増）、営業利益率は12.8%（同0.7ポイント増）となりました。経常利益は営業利益の増加により前期比増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、特別損益（純額）の悪化により前期比減益となりました。

なお、当連結会計年度において、特別利益5,118百万円および特別損失12,677百万円を計上しましたが、この主な内容は、特別利益については政策保有株式の縮減に伴う投資有価証券売却益4,374百万円であり、特別損失

については係争中だった訴訟の和解成立に伴う訴訟損失引当金繰入額7,434百万円や、減損損失2,827百万円です。

セグメント別の状況は以下の通りです。なお、各セグメントの売上高にはセグメント間の売上高を含んでいません。

## オフリング サービス

売上高	1,605億74百万円(前期比10.3%増)
営業利益	104億42百万円(前期比 5.1%増)

当社グループに蓄積したベストプラクティスに基づくサービスを自社投資により構築し、知識集約型ITサービスを提供しています。

当連結会計年度の売上高は160,574百万円（前期比10.3%増）、営業利益は10,442百万円（同5.1%増）となりました。決済分野、基盤系、エンタープライズ系をはじめとするIT投資需要の拡大や海外事業の寄与、不採算案件が減少した一方、税理士事務所向けに提供する財務・税務・給与計算システムの更新サイクルに伴う需要が一巡したことや、決済分野における先行投資の増加等により、前期比増収増益となりました。営業利益率は6.5%（同0.3ポイント減）となりました。

## BPM

売上高	440億92百万円(前期比 3.4%増)
営業利益	63億97百万円(前期比20.1%増)

ビジネスプロセスに関する課題解決に向けてIT技術、業務ノウハウ、人材等で高度化・効率化・アウトソーシングを実現・提供しています。

当連結会計年度の売上高は44,092百万円（前期比3.4%増）、営業利益は6,397百万円（同20.1%増）となりました。DX事業をはじめとする案件獲得や、引き続き効率化施策の推進によるコスト削減を実施したこと等により、前期比増収増益となり、営業利益率は14.5%（同2.0ポイント増）となりました。

## 金融 | IT

売上高 987億30百万円(前期比 1.5%減)  
営業利益 127億29百万円(前期比 3.3%増)

金融業界に特化した専門的なビジネス・業務ノウハウをベースとして、事業・IT戦略を共に検討・推進し、事業推進を支援しています。

当連結会計年度の売上高は98,730百万円（前期比1.5%減）、営業利益は12,729百万円（同3.3%増）となりました。前期から継続しているクレジットカード系の根幹先顧客の大型開発案件のピークアウトに加え一部顧客の運用業務が終了したことが影響したものの、モダンイゼーション関連等の高付加価値ビジネスの推進により前期比減収増益となり、営業利益率は12.9%（同0.6ポイント増）となりました。

## 産業 | IT

売上高 1,333億96百万円(前期比 4.1%増)  
営業利益 225億07百万円(前期比16.4%増)

金融以外の産業各分野に特化した専門的なビジネス・業務ノウハウをベースとして、事業・IT戦略を共に検討・推進し、事業推進を支援しています。

当連結会計年度の売上高は133,396百万円（前期比4.1%増）、営業利益は22,507百万円（同16.4%増）となりました。サービス業、製造業、流通業をはじめとした幅広い業種におけるIT投資拡大の動きが全体を牽引したことや、不採算案件が減少したことにより、前期比増収増益となり、営業利益率は16.9%（同1.8ポイント増）となりました。

## 広域 | IT ソリューション

売上高 1,842億38百万円(前期比 3.8%増)  
営業利益 233億28百万円(前期比 8.1%増)

ITのプロフェッショナルサービスを地域や顧客サイトを含み、広範に提供し、そのノウハウをソリューションとして蓄積・展開して、課題解決や事業推進を支援しています。

当連結会計年度の売上高は184,238百万円（前期比3.8%増）、営業利益は23,328百万円（同8.1%増）となりました。公共系案件の状況変化に伴う対応による収益性悪化の影響を受けたものの、医療、その他産業系を中心とした幅広いIT投資需要の拡大や、前期に発生した一過性費用の減少もあり、前期比増収増益となり、営業利益率は12.7%（同0.5ポイント増）となりました。

## そ の 他

### 売上高 営業利益

103億97百万円(前期比 2.7%増)

9億40百万円(前期比 7.1%増)

各種 IT サービスを提供する上での付随的な事業等で構成されています。

当連結会計年度の売上高は10,397百万円（前期比2.7%増）、営業利益は940百万円（同7.1%増）となり、営業利益率は9.0%（同0.3ポイント増）となりました。

前述の通り、当社グループは、前連結会計年度から「グループビジョン2032」の達成に向けたファーストステップとなる中期経営計画（2024-2026）を遂行しており、引き続き持続的な成長を目指してまいります。詳細は【(4)対処すべき課題③中期経営計画（2024-2026）「Frontiers 2026」について】をご参照下さい。

当連結会計年度における主な取り組み状況等は以下の通りです。

当社は2025年7月30日付公表の「当社子会社（株式会社インテック）との合併に係る基本方針の決定、商号の変更および監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および2025年10月31日付公表の「当社子会社（株式会社インテック）の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ」のとおり、2025年7月30日開催の取締役会において当社の完全子会社である株式会社インテック（以下「インテック」といいます。）の吸収合併を実施することを基本方針として決議し、その後、予定通り2025年10月31日開催の取締役会において、2026年7月1日を効力発生日とする本合併の実施を決議した上で吸収合併契約を締結いたしました。2008年4月のITホールディングス株式会社の設立による経営統合および2016年7月の事業持株会社体制への移行を通じて、当社およびインテックの両社はグループの中核会社としてシナジー効果の創出による顧客への提供価値拡大と企業価値向上に取り組んでまいりました。一方、当社グループを取り巻く経営環境の変化等に鑑みると、長期経営方針「グループビジョン2032」の早期かつ確実な実現は極めて重要であり、そのためには、当社とインテックを合併させ、これまで以上に強固な経営・事業基盤を構築することが不可欠であると判断いたしました。本合併により、顧客や社会との価値交換性を高めるとともに、テクノロジーや先鋭人材への戦略的投資を軸とした経営資本の最適配分や中核拠点の更なる提供価値向上を強力に推進し、更なる企業価値の向上を目指してまいります。なお、本合併に伴い当社の商号を「T I S I 株式会社」に変更することを予定しています。また、これに合わせて、グローバルの視点から国内外のステークホルダーの期待に応えるコーポレートガバナンスのさらなる高度化を実現するため、監査等委員会設置会社へ移行することを予定しています。

合併の基本方針を決定して以降、両社社長を中心として構成するステアリングコミッティでは、総和拡大を念頭に置き、顧客・パートナーとの共創の加速を通じた事業シナジー創出等の重要テーマに関する検討および協議を鋭意重ねるとともに、分野別に組成されたタスクフォースでは、両社社員があるべき姿を協議した上で施策推進につなげています。また、両社社長が合併の意義や目的等を両社社員向けに説明するタウンホールミーティングや両社社員による対話会の開催等を通じて、両社の融合や一体感の醸成を図っています。

事業ポートフォリオの見直しの観点として、2025年9月に連結子会社である漂標アナリティクス株式会社のAI・データ分析事業（特定顧客を除く。）を当社が吸収分割により2026年4月1日付で承継することを決定するとともに、2026年1月には非連結子会社であるFixel株式会社を2026年4月1日付で吸収合併することを決定し

ました。なお、2026年5月には、当社の完全子会社であるT I Sソリューションリンク株式会社と株式会社インテックソリューションパワーの合併に関する基本方針を決定しました。本合併は、グループ全体のバリューチェーン強化による顧客提供価値向上を目指す一環として、顧客と最も近い価値創出の伴走者としてオンサイトを中心に事業を展開する両社を統合し、経営資源・知的財産の集約とより強固な事業基盤の構築を図るものです。引き続き当社グループのリソースの最適化を図り、事業展開の更なる加速に取り組んでまいります。

また、当社は経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な資本政策を遂行し、株主利益および資本効率の向上を図るため、2025年5月に株主還元を目的とした70億円相当および資本構成の適正化を図ることを目的とした350億円相当の総額420億円の自己株式の取得を決定しました。これに基づき、2025年5月から12月にかけて、総額約420億円（総数8,656,200株）の自己株式の取得を完了しています。上記の取得分のうち、資本構成の適正化を図ることを目的として取得した自己株式の350億円相当（総数7,833,411株）については、原則として発行済株式総数の5%を上限として自己株式を保有し、これを超過する保有分については消却する当社方針および将来の株式の希薄化懸念を払拭すること等を勘案し、2026年2月に当初予定どおり消却いたしました。さらに2026年3月には、A Iの浸透を踏まえた成長戦略を推進していくことで、今後も持続的な成長および企業価値向上が実現可能であるとの前提のもと、当社が考える本源的価値に照らした株価水準は必ずしも当社の価値が十分に評価されているとは言えないとの認識を踏まえ、中期経営計画の重要経営指標である「R O E 16%超」および「E P S年平均成長率10%超」の達成に資するものとして、総額500億円の自己株式の取得を追加施策として決定しました。取得期間は2026年3月から9月にかけてであり、2026年3月末時点では、139億円（総数4,122,600株）の自己株式を取得しています。なお、今回の取得には株主還元方針である総還元性向50%に基づく2027年3月期の自己株式取得予定分82億円相当を含んでいます。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、有形固定資産については経常的な設備の更新のための増設や働き方改革推進における各種改修等に加えて、システム運用業務および自社ブランドのクラウドサービス提供の中核拠点である施設の不動産信託受益権の分割取得分を含んでおります。無形固定資産についてはサービス型ビジネス推進のためのソフトウェア投資を実施した結果、設備投資の総額は27,741百万円となりました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社グループ全体で長期借入金10,700百万円を借り入れ、13,072百万円を返済しました。

## (4) 対処すべき課題

### ① 経営方針

グループ全員が力を結集して理想の実現と持続的な企業価値向上に向かうため、10年先の目指すべき姿をグループビジョンとして定めています。グループビジョンは内外環境の変化を踏まえて2024年4月に最新版となる「グループビジョン2032」を策定しています。

#### <グループビジョン2032：長期経営方針>

「社会に、多彩に、グローバルに」をテーマに、社会性と革新性を併せ持つ先進的なグローバルITグループとなることを目指します。社会課題解決に向けて、革新的な技術の積極採用や異業種能力を取り込みながら事業の多彩化とグローバル化を進め、ビジネスの革新と市場創造を実現します。

当社グループが持続的な成長を実現するための独自の事業活動領域を戦略ドメインとして定義し、各セグメントは市場特性を踏まえた戦略ドメインのベストミックスで市場の開拓と創造を図ります。

#### <戦略ドメイン>

ソーシャルイノベーション	社会インパクト指標を掲げ、当社グループが直接的に社会課題解決を行う事業
コ・クリエーション ビジネス	当社グループ単独ではなしえない領域において、当社グループと共創パートナーそれぞれが有する強みをかけ合わせ、新たな市場を創造する事業
ストラテジック パートナーシップ ビジネス	業界トップクラスの顧客に対して業界に関する先見性と他社が追従できない知見を武器として、事業戦略を共に検討・推進し、ビジネスの根幹を担う事業
IT & ビジネス オファリング サービス	蓄積した技術・ノウハウを活用し、特定業界・業務において業界ニーズに先回りした将来のデファクトスタンダードとなりうるサービスを提供する事業

### ② 経営課題（対処すべき課題）

政治的・地政学的リスクや世界的な物価上昇など注視すべき事象は存在するものの、国内企業のIT投資需要は引き続き旺盛であり、当社グループにとって良好な事業環境が継続すると考えています。AIエージェントをはじめとした革新的技術の実用化が急速に進み、デジタル活用ニーズはさらなる拡大・高度化を続けています。一方、グローバルITプラットフォーマーや異業種プレイヤーの参入活発化に加え、AI自身が開発プロセスを変革しうる構造変化が進んでおり、競争環境は質的変容を遂げています。

こうした環境変化を踏まえ、当社グループは2026年7月にTISとインテックを合併し、新会社「TISI株式会社」を発足させます。本合併は単なる組織統合にとどまらず、One Companyとしての一体経営を実現し、両社の顧客基盤・技術・人材を融合させることで総和拡大を最大化することを目的としています。両社の顧客基盤・技術・人材を一体化することで、「金融包摂」「都市集中・地方衰退」「低・脱炭素化」「健康問題」の4つの社会課題解決に向けた総合的な提供価値の向上と、競争力強化の好循環を実現してまいります。

あわせて、グループ再編を通じた最適フォーメーションの構築により、グループ全体のリソース配置と意思決定の効率を抜本的に見直し、更なる経営効率の向上を追求してまいります。当社グループの強みである顧客・業界への深い理解を磨き上げ、多様なプレイヤーとの共創を通じて課題解決能力を強化・拡張することが重要と考えています。当社グループの経営課題認識は以下の通りです。

- **成長領域への積極進出**

収益基盤の継続強化を図るとともに、付加価値の高いサービスと技術、人材を生み出す環境を整備

- **課題解決能力の強化と拡張**

社会と顧客の真の課題に対する洞察力の向上と、これまでの枠にとらわれない課題解決手法の獲得

- **人材の高度化**

人材の高付加価値化と競争力ある報酬水準の実現

- **新技術の実用化に向けたアジリティの獲得**

新技術の継続的な評価と現場適用を牽引できる高度技術人材の育成、およびナレッジベースの整備

- **知財の蓄積/活用の促進**

事業構造転換と事業のスケール化を実現する良質な知財の蓄積と利活用促進

- **ガバナンス高度化**

意欲的な成長計画を支えるガバナンスの更なる高度化

- **事業ポートフォリオ最適化**

上記を実現し、最小の資本で最大成果を生み出す最適事業構成の追求

- **事業モデル転換の加速**

労働集約型ビジネスからの脱却、成果・サービス・プロダクト型収益の拡大

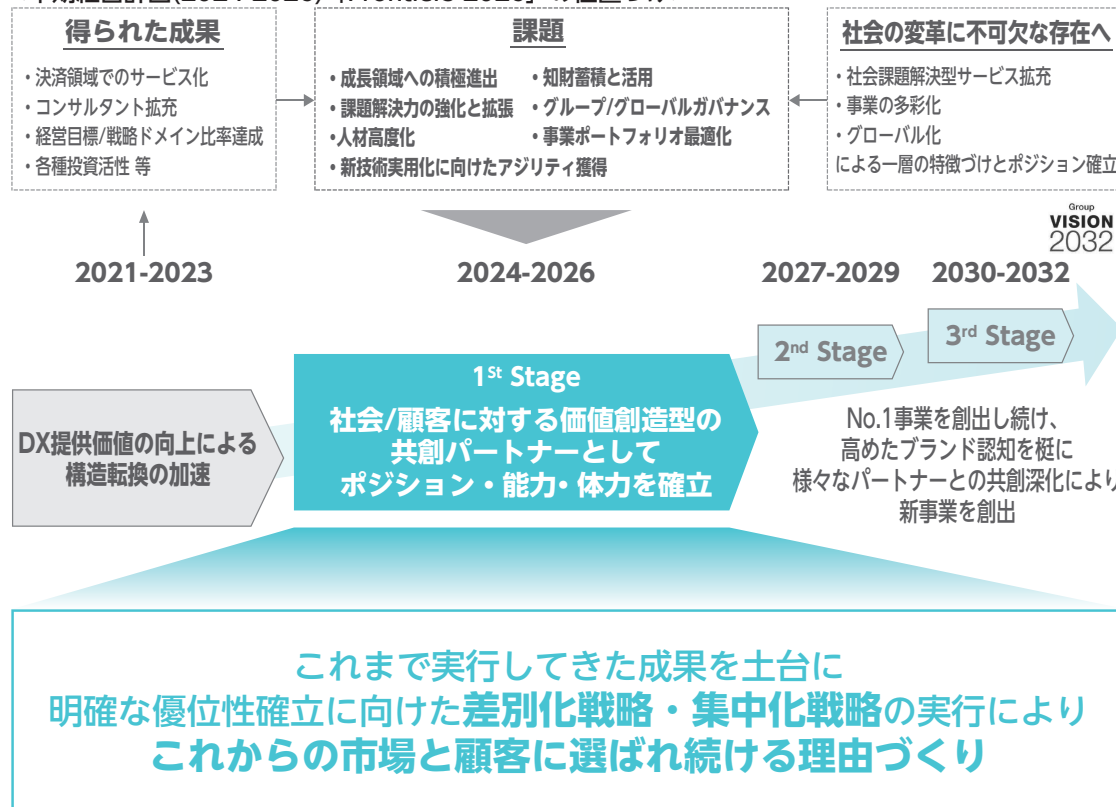
- **統合シナジーの実現**

One Company経営の定着と総和拡大

当社グループは、2024年4月より推進する中期経営計画（2024-2026）「Frontiers 2026」において、前中期経営期間の投資と顧客基盤構築の成果を土台に、グループビジョン2032のファーストステージとして差別化・集中化を進めてまいりました。

本中計の最終年度にあたる2026年度は、新会社「T I S I 株式会社」の発足という構造転換を伴う重要な節目であり、上記の経営課題認識を踏まえ、現中計の総仕上げと次期中期経営計画に向けた布石を両立させてまいります。

<中期経営計画(2024-2026)「Frontiers 2026」の位置づけ>



③ 中期経営計画 (2024-2026) 「Frontiers 2026」について

当社グループは、全方位のステークホルダーとの価値交換を通じて、継続的な事業拡大と持続可能な社会の実現を目指し、社会の課題解決に向けた戦略立案から解決策の実行まで一貫通貫の価値提供を目指してまいります。

中期経営計画 (2024-2026) 「Frontiers 2026」では、フロンティア開拓を基本方針に、未来志向で市場開拓と事業領域の拡大を起点としたバリューチェーン全般の質的向上に向けて取り組んでまいります。

基本方針	<h2 style="color: #00A0C0;">Frontiers 2026</h2> <p>フロンティア開拓を基本方針として掲げ、付加価値を伴った持続的成長をめざす          未来志向で市場開拓と事業領域の拡大を起点とした          バリューチェーン全般の質的向上により、社会と顧客の変革を実現</p>				
	<b>人材成長と付加価値</b> の循環	<b>稼ぐ力の向上</b>	<b>資産(=知財)</b> の価値創出	<b>社会からの信頼</b> の獲得	<b>価値ある成長</b>
重要 経営指標	PH営業利益 <b>3.5百万円超</b>	営業利益率 <b>13.1%</b> <small>調整後営業利益率13.4%<sup>※1</sup></small>	ROIC/ROE <b>13%超/16%超</b>	売上高 <b>6,200億円</b>	EPS CAGR <b>10%超</b>
基本戦略	<b>市場戦略</b>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会課題と自社の強みを踏まえて定義した成長領域に対して経営資源を集中投下</li> <li>● 事業の高付加価値化とテクノロジー投資強化の両輪でASEAN中心にスピード感を持ってビジネスを拡大</li> </ul>				
	<b>サービス戦略</b>	<b>テクノロジー戦略</b>	<b>知財戦略</b>	<b>人材戦略</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上流～業務アウトソーシングまでサービスのフルバリューチェーン化</li> <li>● 4つの社会課題<sup>※2</sup>をターゲットとしたピュアサービス<sup>※3</sup>の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ナレッジ流通とITアーキテクトの育成と再配置の仕組みを進化</li> <li>● AI×自動化によるプロセス再開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 付加価値の向上と事業規模拡大の両立のため、一層の知財蓄積・利活用を推進</li> <li>● 顧客接点情報のフィードバック強化による知財創出の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンサルタント700名体制への増員とコンサルティング基礎スキル一般化による課題解決力強化</li> <li>● 先鋭人材の獲得・育成と人材の機動的再配置の仕組みを整備</li> </ul>	

※1 調整後営業利益率：営業利益にのれんの償却費を足し戻した値をもとに算出

※2 「金融包摂」「都市への集中・地方の衰退」「低・脱炭素化」「健康問題」の4つ。2050年の世界からのバックキャストを行い、当社グループとして解決に貢献すべき社会課題として選定

※3 基本的に全ての顧客に画一的な仕様を提供するサービスの形態

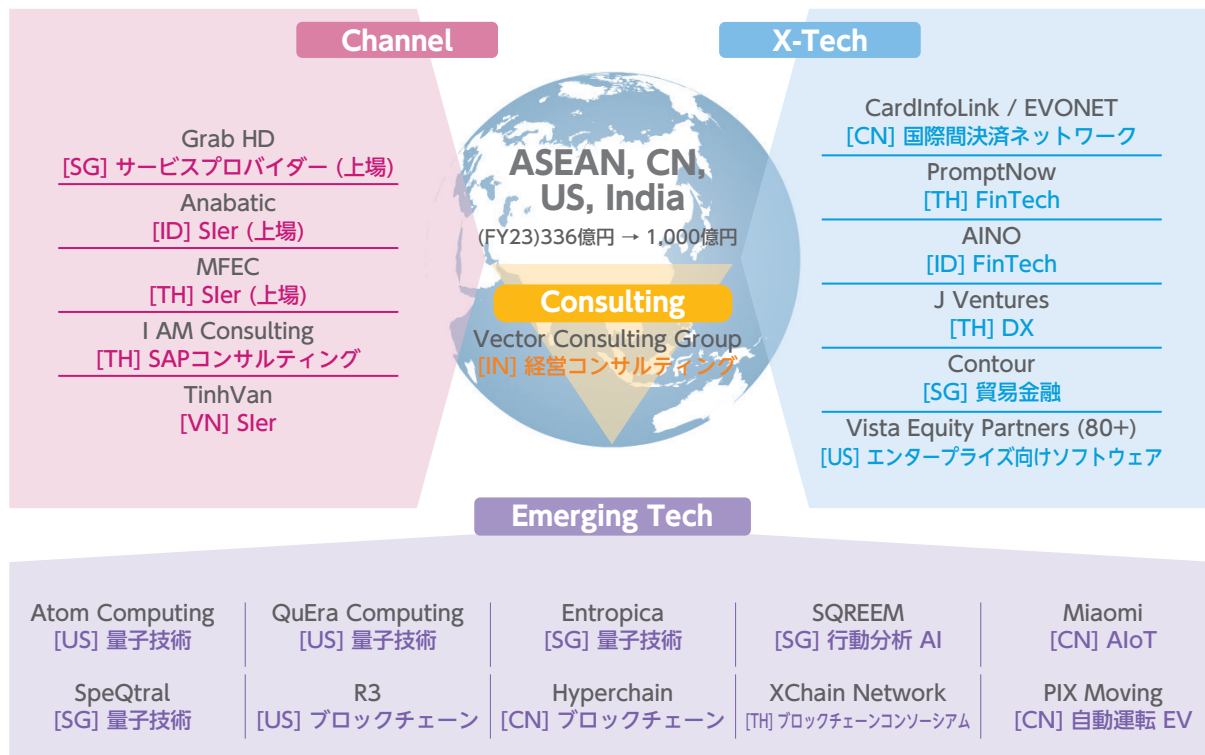
## 1) 市場戦略／セグメント全体戦略

セグメント毎に特性を踏まえた多様なサービスの展開を通じて事業領域を拡大、持続的成長に向けた事業基盤の継続強化を図ります。各セグメントにおける成長戦略は以下の通りです。

オ フ ア ー リ ン グ サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なキャッシュレスニーズに対応しながら、新たに社会課題領域に金融・決済の強みを持つ事業主体として事業領域を拡大</li> <li>・投資マネジメント高度化により収益力を向上</li> </ul>
B P M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部BPO業務の市場縮小が進む中、ニーズの高いCX領域の拡大や他セグメントと連携したサービス拡充など、事業ポートフォリオを見直し成長路線へ回帰</li> </ul>
金 融 I T	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型プロジェクト完遂によるピークアウトを迎えるが、顧客との共創事業創出やモダンライゼーションビジネス展開し新規顧客を獲得、顧客基盤の分散を図りながら次なる成長基盤を確立</li> </ul>
産 業 I T	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業・エネルギー・社会インフラを中心に顧客深耕とサービス展開を推進</li> <li>・ERP、モダンライゼーションなど多様なサービスを強みに既存顧客の発展と新規顧客の獲得を進める</li> </ul>
広 域 I T ソ ル ユ ー シ ョ ン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5つの注力領域（行政、医療、金融、産業、インフラ）において顧客密着で培った独自のITソリューションを全国展開</li> </ul>

## 2) 市場戦略／グローバル戦略

莫大なマーケットポテンシャルを持つアジアを長期ターゲットとして、グローバルパートナーシップを広げながら、ASEANでのビジネス拡大をさせ、連結売上高1,000億円を目指します。事業のリストラクチャリング・コンサルティングとITの融合による事業全体の高付加価値化の推進と、テクノロジー投資機能の高度化の両輪によりスピード感をもったビジネスを展開します。



CN：中国、ID：インドネシア、TH：タイ、US：アメリカ、VN：ベトナム、IN：インド  
 ※グループ会社名称等は中期経営計画策定時点での情報になります

## 3) サービス戦略

社会の潮流の変化、革新的な技術の登場により顧客ニーズの多様化が進んでいます。このような中、社会と顧客の変革を支えていくためサービスの拡充と高付加価値化による市場開拓を進めてまいります。金融ITと産業ITは主に業界軸での市場開拓、オフリングサービス、BPM、広域ITソリューションは機能軸での市場開拓を進め、それぞれの事業指針に沿ったサービスを展開していきます。

## 業界軸での市場開拓

## 機能軸での市場開拓

### 事業 方向性

- ・ 知見を横展開し業界軸で顧客開拓、顧客の基幹パートナーとして関係性を深化
- ・ 共創ビジネスの立上げ等、顧客の戦略パートナーとして関係性を発展

- ・ 特定業務・機能向けに将来のデファクトスタンダードとなりうるサービスを提供
- ・ 大規模中心からSMBもターゲットに社会課題・業界課題へのアプローチ強化

### サービス 戦略

#### 基幹業務領域への深耕に向けた競争力あるサービスの確立

- ✓ ERPに独自の業種テンプレートやオプションモジュールを充実させ差別化  
→ 化学・組立製造業等
- ✓ モダナイゼーションサービスは金融向け体制を拡充、本格化する大型脱レガシーニーズに対応

#### 特定業務・機能、社会課題解決に向けたピュアサービスの拡充と展開

- ✓ 決済領域は社会課題に対して金融・決済の強みを持つ事業主体としてサービスを発展  
→ B2B取引デジタル化等
- ✓ 機能特化、ニッチトップサービスの拡充と展開  
→ 会計/経営管理、CRM/SFA/デジマ、医療/ヘルスケア、行政、ITマネージドサービス等

### 共通

- ✓ 顧客の幅広い変革ニーズに向けたサービスのフルバリューチェーン化推進  
→ コンサルティング、UXデザイン、アナリティクス、BPOの拡充等
- ✓ 顧客の声のフィードバックサイクル強化によるサービスの競争力向上

## 4) テクノロジー戦略

要素技術の進化と多様化は目覚ましいものがあり、これら技術への早期適応が競争力に大きく影響するものと認識しています。世の中のテクノロジーの中から当社グループとして重要なものを選定したテクノロジーポートフォリオをもとに、これら技術の先回り研究と現場への早期適用を図るための総合的な施策を展開してまいります。

短期では社員のAIの利用促進に向けた環境整備、社内の様々な業務でAI活用を前提としたプロセスの再開発、AI教育カリキュラムの整備と教育等を進めます。並行してデジタルとリアルとの融合が進む中で求められる大量データの転送技術や関連アルゴリズムなど、3年から10年後の事業の差別化の核となる複数の技術とそれらを組み合わせた応用研究を産学連携によって進めてまいります。

## 5) 人材戦略

社員と会社の価値交換性の継続的な高度化を実現するために、個の多様化と先鋭化に着目した人材戦略を推進してまいります。多様な個が活躍できる環境・組織風土の整備、新たな労働環境を見据えた次世代の働き方改革の推進、人材データベースのデジタル化による人材ポートフォリオマネジメントの高度化などを通して、社員のエンゲージメント向上に取り組んでまいります。

当社では人材を最重要の経営資本として、人材に対する先行投資を積極的に推進してきました。人材戦略では「働く意義」「働く環境」「報酬」の3つの軸で社員エンゲージメントを高める人材投資を進めており、引き続き、会社と社員と社会の高付加価値化の善循環を強化することで当社のさらなる成長と、成長を実現する内外の優秀人材の確保に努めてまいります。

中期経営計画（2024-2026）では、課題解決力の強化、洞察力の強化、統合力の強化をテーマとして、重点をコンサルタント、高度営業人材、ITアーキテクトの拡充に置き、その育成と獲得に向けた投資と仕組みづくりを進めてまいります。

## 6) 知財戦略

当社グループのサービスとサービス提供プロセスを強化し、事業規模の拡大と高付加価値化の両立を実現していくため、知財の蓄積と高度利用がますます重要になると考えています。中期経営計画（2024-2026）では、顧客接点情報のフィードバック強化による知財創出の活性化を図ります。価値の高いサービスと満足度の高いサービス提供プロセスが、顧客とのコミュニケーションを良質化させ、既存の知財のアップデートと次なる知財につながる価値の高い情報を生み出す善循環を強化していきます。

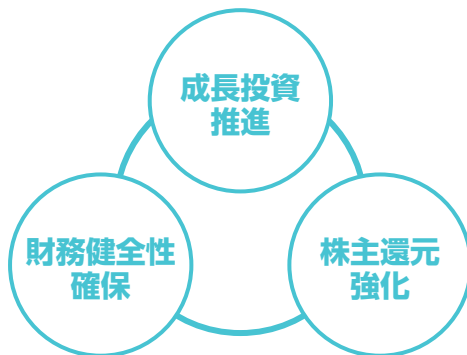
## 7) 財務方針／資本政策に関する基本的な方針

当社は、持続的な企業価値の向上に向けて、中長期の経営視点から、成長投資の推進・財務健全性の確保・株主還元強化のバランスのもと、資本構成の適正化を推進することを資本政策の基本方針としています。

具体的には、持続的な事業利益の成長・収益性向上によるキャッシュ創出力の強化を図るため、積極的に成長投資を推進し、この一環として事業ポートフォリオの見直しも継続的に検討・実施します。

また、バランスシートマネジメントの強化等を通じて当社の事業構造に合わせた資本構成の適正化を推進することにより、財務健全性を確保した上で資本コストを上回るリターンを持続的に創出します。株主還元については事業成長に応じた強化・充実化を図ります。

上記に基づき、中期経営計画（2024-2026）では、成長投資3年累計1,000億円、総還元性向50%、キャッシュ創出力の向上に応じた資本構成の適正化を図ってまいります。



#### 成長投資の推進

- 成長投資3年累計約1,000億円
- 事業ポートフォリオ最適化への積極投資
- 資本コストを上回るリターンの持続的創出、エクイティスプレッド拡大の追求

#### 株主還元の強化

- 総還元性向50%(目安)  
※45%からの引き上げ
- 1株当たりの配当充実の継続
- 保有する自己株式は原則発行済株式総数の5%程度、超過分は消却

#### 財務健全性の確保

- キャッシュ創出力の向上に応じた資本構成の適正を意識し、D/Eレシオ0.5まで許容
- 格付「A格」の維持
- 現預金水準をコミットメントライン併せ月商2ヶ月程度保有

#### ④ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

中期経営計画（2024-2026）では、社会への貢献を測る客観的な指標として、「売上高6,200億円」「営業利益（営業利益率）810億円（13.1%）」「EPS年平均成長率10%超」「ROIC/ROE 13%超/16%超」「1人あたり営業利益3.5百万円超」を掲げています。

中期経営計画2年目は、決済分野の先行投資や公共領域の不採算案件による影響を受けつつも、IT投資需要への的確な対応により増収増益を達成し、PH営業利益3.5百万円と中期経営計画目標を1年前倒しで実現しました。最終年度に向け、売上成長を伴う利益成長の一層の加速を図り、「フロンティア開拓」をグループ全体で推進します。


今後の重点課題は、AIの急速な進化および普及に伴い加速する事業環境の変化に対応し、当社グループを取り巻く新たな成長機会を的確に捉えることです。当社グループは、この変化を成長機会と捉え、グループ全体のバリューチェーン強化とAI時代における成長戦略の推進により、長期にありたい姿の実現に向けて取り組みを進めてまいります。その前提として、今般、事業環境の変化と当社グループの特性を踏まえ、マテリアリティを持続的な企業価値向上を実現するための競争優位の源泉として位置づけ、見直しを実施しました。この新たなマテリアリティのもと、次期中期経営計画に向けては、①AI駆動開発による収益の質的転換、②Vertical AI（業界ごとの業務に特化したエージェント型AI）サービスによるストック型収益の拡大、③重点領域への戦略投資による収益モデルの多様化を重点戦略とし、検討を進めてまいります。





<重要な経営指標の進捗状況>

	2024年度 (実績)	2025年度 (修正計画)	2025年度 (実績)	2026年度 (目標)
P H 営業利益	3.1百万円	3.4百万円	3.5百万円	3.7百万円
営業利益率	12.1%	12.8%	12.8%	13.1%
R O I C	12.6%	13.6%	14.9%	14.4%
R O E	15.3%	14.8%	14.0%	17.5%
売上高	5,716億円	5,880億円	5,965億円	6,200億円
EPS	215.00円	220.70円	204.91円	271.70円

<中期経営計画（2024-2026）に対する取り組み 2025年度（2026年3月期）総括>

中期経営計画2年目として成果を着実に積み上げるも、市場戦略におけるセグメント個別課題への対応強化に加えて、業界再編による競争環境変化およびAIによる技術革新等の動向を踏まえた各戦略の推進が必要となる。

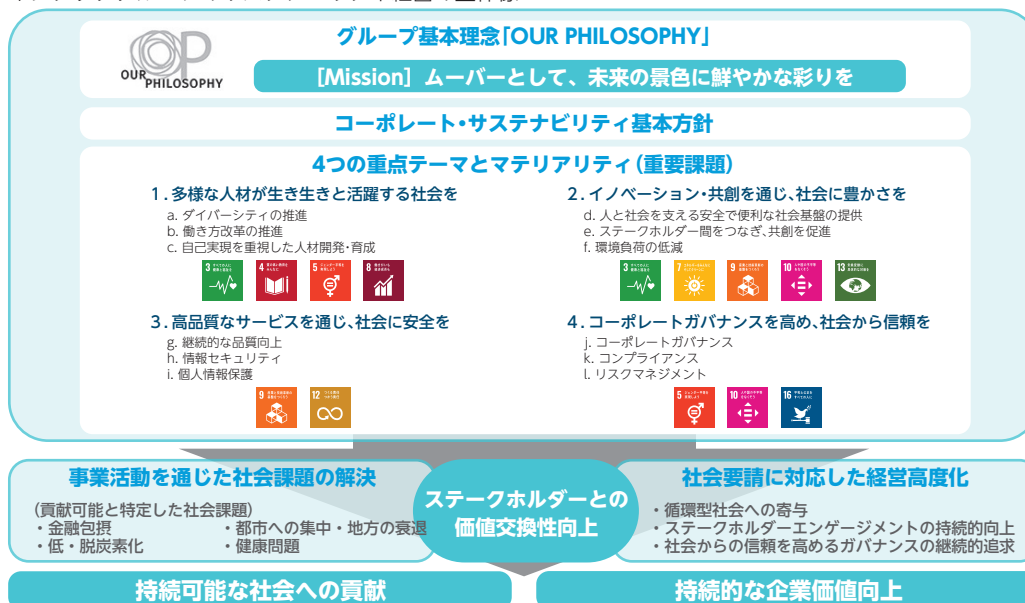
<p>市場戦略</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフリングサービスおよび広域ITソリューションでは、決済分野での先行投資強化や公共領域での低採算・不採算案件発生による収益性悪化の影響があったものの、IT投資需要への的確な対応等による他セグメントの伸長により、全体では期中に上方修正した売上高・営業利益公表値を達成、前年比増収・増益となった</li> <li>・グローバル事業では、引き続き収益性に課題はあるものの、ASEAN中心に事業規模を着実に拡大</li> </ul>
---	--

サービス戦略	テクノロジー戦略	知財戦略	人材戦略
			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業界軸では金融・産業それぞれで展開しているモダナイゼーションサービスの受注が拡大、着実にプロジェクトを推進</li> <li>・機能軸ではクレジット（ライト版）を展開するも受注停滞、また決済分野での先行投資強化により収益性が低下</li> <li>・サービスのフルバリューチェーン化に向けて、UI/UXデザイン、AI・データ分析機能を統合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AIの間接業務利用が日常化、またAI駆動型開発により、開発生産性50%向上を目指し、順次プロジェクト適用開始</li> <li>・計画通りの進捗ではあるものの、外部環境を踏まえて、AI適用範囲の拡大やビジネスの高付加価値化について、早期に本格的な成果創出が必要であり、全社プロジェクトとしての取り組みを加速</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客接点情報やソリューション提供における知見・課題解決ノウハウを知財として集約し、新たな価値提供を創出する情報基盤や教育プログラムを整備し運用開始</li> <li>・熟練SEが持つ暗黙知の形式化により、AI駆動開発による案件回転率向上を目指し、スピードと質の向上への取り組みを推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的資本シナリオを基にした重点施策の推進により、報酬投資を強める中でも、PH営業利益3.5百万円となり中期経営計画目標を1年前倒しで達成</li> <li>・働きがい満足度は59%となり、2027年3月期目標の58%を前倒しで達成</li> <li>・AI活用による開発・業務プロセスの変化を踏まえ、人材戦略の最適化を推進</li> </ul>

## (ご参考) サステナビリティに関する考え方および取組み

当社は、グループ基本理念「OUR PHILOSOPHY」を確固たる軸として、事業活動を通じた社会課題の解決と社会要請に対応した経営高度化によるステークホルダーとの価値交換性の向上を図り、持続可能な社会への貢献と持続的な企業価値向上の両立を目指すサステナビリティ経営を推進しています。

< T I S インテックグループのサステナビリティ経営の全体像 >



これまで、当社グループはコーポレートサステナビリティ委員会の設置、マテリアリティの特定、解決を目指す4つの社会課題の特定など、サステナビリティ経営の高度化に向けた実行体制を整えるとともに、コーポレート・サステナビリティ基本方針に基づき喫緊の重要な社会課題として優先度の高いテーマである人権や環境に関する取り組みを進めてまいりました。今後はこうした取り組みを継続することに加えて、当社グループの直接的な企業活動のみならず、バリューチェーン全体で当社グループの企業活動を見つめ直していくことが重要な課題であると認識しており、サステナビリティ経営のさらなる深化を通じてサステナビリティ先進企業としてのプレゼンスの確立を目指すべく、マネジメント体制を強化してまいります。

また、不確実性の高まる環境の中においても持続的な成長を実現するために、経営基盤の整備・強化を継続的に推進してまいります。セグメントオーナーを設置して権限と責任の所在を明確化し、グループ各社の強みを活かした成長戦略の実現を推進するとともに、資本コストを意識した事業マネジメントや国内外の企業のM&Aを通じた事業ポートフォリオの入れ替えによる最適なグループフォーメーションの追求、グループ間接業務のシェアード化を含む本社機能のさらなる高度化・効率化に取り組んでいます。加えて、将来の成長に資する成長投資（ソフトウェア投資、人材投資、研究開発投資、M&A・出資等）を積極的に実行していく中で適正リターンを獲得するための投資マネジメントの高度化も推進してまいります。

同時に、企業価値向上と認知度向上への取り組みの一環として、テレビCMや広告媒体への記事掲載等の戦略的なブランド活動も継続してまいります。現時点においても当社グループの認知度向上やそれに応じた効果が社員の働きがいや採用面で得られる等、成果は着実に表れ始めていますが、今後もコーポレートブランドをベースとしたサービスブランドの訴求強化等を目的として引き続き取り組んでまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第15期 2023年3月期	第16期 2024年3月期	第17期 2025年3月期	第18期 2026年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	508,400	549,004	571,687	596,479
営業利益 (百万円)	62,328	64,568	69,047	76,229
経常利益 (百万円)	63,204	68,553	70,503	76,511
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	55,461	48,873	50,012	46,624
1株当たり当期純利益 (円)	227.11	203.28	215.00	204.91
総資産 (百万円)	462,320	525,456	558,051	551,507
純資産 (百万円)	309,226	324,725	356,064	337,726
1株当たり純資産額 (円)	1,227.44	1,333.32	1,477.61	1,475.55

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式総数に基づきそれぞれ算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数はいずれも自己株式を控除して算出しており、また、T I S インテックグループ従業員持株会専用信託口および役員報酬B I P 信託口がそれぞれ保有する当社株式は控除する自己株式に含めております。

2. 第15期は、増収に伴う増益分に加え、高付加価値ビジネスの提供、生産性・品質向上施策の推進等により売上総利益率が27.9%（前期比1.2ポイント増）に向上したことが、構造転換推進のための先行投資コストや処遇改善をはじめとする将来成長に資する投資を中心とした販売費及び一般管理費の増加を吸収し、前期比増益となりました。

3. 第16期は、収益性については、不採算案件の影響が大きく、売上総利益率は27.6%（前期比0.3ポイント減）となりましたが、増収に伴う増益分に加え、高付加価値ビジネスの提供、生産性向上施策の推進等により前期比増益となりました。

4. 第17期は、増収に伴う増益分に加え、高付加価値ビジネスの提供、生産性向上施策の推進等による効果および不採算案件の減少により、前期比で増益となりました。なお、収益性については、売上総利益率は28.0%（前期比0.4ポイント増）、営業利益率は12.1%（同0.3ポイント増）となりました。

### ② 当社の財産および損益の状況

区 分	第15期 2023年3月期	第16期 2024年3月期	第17期 2025年3月期	第18期 2026年3月期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	238,140	251,334	259,155	273,173
営業利益 (百万円)	29,450	32,025	31,927	35,836
経常利益 (百万円)	41,599	53,541	55,741	54,051
当期純利益 (百万円)	40,323	44,249	47,009	44,050
1株当たり当期純利益 (円)	165.12	184.05	202.08	193.60
総資産 (百万円)	362,079	388,113	420,425	395,613
純資産 (百万円)	228,815	234,346	260,055	233,174
1株当たり純資産額 (円)	945.52	1,000.16	1,119.15	1,059.53

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式総数に基づきそれぞれ算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数はいずれも自己株式を控除して算出しており、また、T I S インテックグループ従業員持株会専用信託口および役員報酬B I P 信託口がそれぞれ保有する当社株式は控除する自己株式に含めております。

## (6) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社 インテック	20,830百万円	100.0	アウトソーシング・ネットワーク、ソフトウェア開発、システムインテグレーション
株式会社 アグレックス	1,292百万円	100.0	ビジネスプロセスアウトソーシング、ソフトウェア開発、システムインテグレーション
クオリカ株式会社	1,234百万円	80.0	アウトソーシング・ネットワーク、ソフトウェア開発、ソリューション
A J S 株式会社	800百万円	51.0	アウトソーシング・ネットワーク、ソフトウェア開発、ソリューション
TISソリューションリンク株式会社	230百万円	100.0	ソフトウェア開発、システムオペレーション
TISシステムサービス株式会社	100百万円	100.0	システムオペレーション
日本 I C S 株式会社	100百万円	100.0	財務・税務・給与計算システムのパッケージ提供・保守
MFEC Public Company Limited	441百万タイパツ	49.0	ITサービス、システムインテグレーション
Synergy Group Ventures Company Limited	400百万タイパツ	※49.0	MFECグループの事業拡大に寄与する戦略的投資の実行
TISビジネスサービス株式会社	50百万円	100.0	グループ企業向けDX推進事業、シェアードサービス事業
ソランピュア株式会社	45百万円	100.0	清掃業

- (注) 1. MFEC Public Company LimitedおよびSynergy Group Ventures Company Limitedは、議決権の所有割合が100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。
2. ソランピュア株式会社は、障がい者雇用の特例子会社であります。
3. TISビジネスサービス株式会社は2026年4月1日付で、株式会社インテックのライン支援領域の一部業務等を会社分割により承継致しました。本承継を機に、TISインテックグループのシェアードサービス事業のさらなる強化を図るとともに、共通の価値観のもと新たなスタートを切るため、同日付で商号を「TIBS株式会社」に変更しております。
4. ※印は子会社が保有する株式を含んでおります。

### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### ③ その他の重要な企業結合の状況

- 2025年10月31日開催の当社取締役会において、当社を合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社インテックを合併消滅会社とする簡易吸収合併について、2026年7月1日を合併効力発生日として実施することを決議し、同日付で合併契約を締結しております。
- 株式会社アイリッジと締結した株式譲渡契約に基づき、2025年7月1日に同子会社である株式会社フィノバレーの株式の100%を取得し、当社の連結子会社といたしました。

- 3) 2026年1月14日開催の当社取締役会において、当社を合併存続会社、当社の非連結子会社であるFixel株式会社を合併消滅会社とする簡易吸収合併について、2026年4月1日を合併効力発生日として実施することを決議し、2026年2月2日付で合併契約を締結しております。

## (7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社50社ならびに持分法適用会社62社で構成されております。

なお、当社グループにおける事業区分および事業内容は次のとおりであります。

区分	事業内容
オフアリングサービス	当社グループに蓄積したベストプラクティスに基づくサービスを自社投資により構築し、知識集約型ITサービスを提供
B P M	ビジネスプロセスに関する課題解決に向けてIT技術、業務ノウハウ、人材などで高度化・効率化・アウトソーシングを実現・提供
金融 I T	金融業界に特化した専門的なビジネス・業務ノウハウをベースとして、事業・IT戦略を共に検討・推進し、事業推進を支援
産業 I T	金融以外の産業各分野に特化した専門的なビジネス・業務ノウハウをベースとして、事業・IT戦略を共に検討・推進し、事業推進を支援
広域ITソリューション	ITのプロフェッショナルサービスを地域や顧客サイトを含み、広範に提供し、そのノウハウをソリューションとして蓄積・展開して、課題解決や事業推進を支援

## (8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

### ① 当社

- 東京本社 : 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
 豊洲オフィス : 東京都江東区豊洲二丁目2番1号  
 名古屋本社 : 名古屋市西区牛島町6番1号  
 大阪本社 : 大阪市北区堂島浜一丁目2番1号  
 九州支社 : 福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

### ② 主要な子会社

- 株式会社インテック : (本社)富山県富山市、(東京本社)東京都新宿区  
 株式会社アグレックス : (本社)東京都新宿区  
 クオリカ株式会社 : (本社)東京都新宿区  
 A J S 株式会社 : (本社)東京都新宿区  
 TISソリューションリンク株式会社 : (本社)東京都新宿区  
 TISシステムサービス株式会社 : (東京本社)東京都新宿区、(名古屋本社)名古屋市中区、(大阪本社)大阪市北区  
 日本ICS株式会社 : (本社)大阪市天王寺区  
 MFEC Public Company Limited : (本社)タイ王国バンコク都  
 Synergy Group Ventures Company Limited : (本社)タイ王国バンコク都  
 TISビジネスサービス株式会社 : (本社)東京都新宿区  
 ソランピュア株式会社 : (本社)東京都新宿区

## (9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
オファリングサービス	5,812 (288) 名	106名増 (56名増)
B P M	2,182 (955) 名	179名減 (39名減)
金融 I T	1,887 (14) 名	77名減 (-)
産業 I T	3,795 (93) 名	22名減 (17名増)
広域 I T ソリューション	7,197 (525) 名	67名減 (8名増)
その他	725 (138) 名	72名増 (4名増)
合計	21,598 (2,013) 名	167名減 (46名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

### ② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6,066名	96名増	40歳8ヵ月	14年5ヵ月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 平均勤続年数の算定にあたっては、出向により当社で就業している従業員は各社における勤続年数を通算しております。

## (10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	28,150
株式会社三井住友銀行	2,000
株式会社三井住友銀行(注)	1,544
株式会社みずほ銀行	1,500

- (注) 信託型従業員持株インセンティブ・プランにより設定されたT I S インテックグループ従業員持株会専用信託が借り入れたものです。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である株式会社インテックは同社が受託したシステム開発等の業務に関し、三菱食品株式会社より損害賠償請求訴訟(2018年11月13日付の損害賠償請求金額は12,703百万円。2023年12月8日付で損害賠償請求金額が15,485百万円に変更。)を受け、係争してまいりました。今般、東京地方裁判所からの和解勧告に基づいて協議した結果、2026年4月24日付で和解が成立しました。これに伴い、当連結会計年度において和解金7,090百万円および本件訴訟関連費用を含めた7,434百万円を訴訟損失引当金繰入額として特別損失に計上しております。

## 2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 840,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 228,400,000株  
 (自己株式7,164,984株を含む)

(注) 2026年2月27日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前事業年度と比べて7,833,411株減少しております。

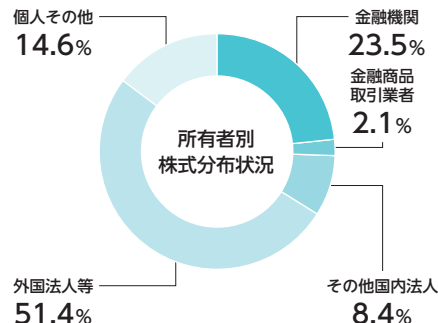
- (3) 株主数 18,952名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	27,970	12.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	27,231	12.31
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	9,540	4.31
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	8,019	3.62
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,333	3.31
T I S インテックグループ従業員持株会	6,625	2.99
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,838	2.64
株 式 会 社 ジ ェ ー シ ー ビ ー	3,484	1.58
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	3,033	1.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,370	1.07

(注) 持株比率は自己株式 (7,164,984株) を控除して計算しております。なお、自己株式には、T I S インテックグループ従業員持株会専用信託口が保有する当社株式661千株および役員報酬B I P 信託口が保有する当社株式499千株は含めておりません。

- (5) 当事業年度中の職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。



## (6) その他株式に関する重要な事項

### ①自己株式の取得

2025年5月8日開催の取締役会決議により、次のとおり自己株式を取得しました。

取得した株式の種類および数	普通株式	8,656,200株
取得価額		41,999百万円
取得した期間		2025年5月9日から2025年12月23日

2026年3月10日開催の取締役会決議により、次のとおり自己株式を取得しました。

取得した株式の種類および数	普通株式	4,122,600株
取得価額		13,926百万円
取得した期間		2026年3月11日から2026年3月31日

### ②自己株式の消却

2026年2月3日開催の取締役会決議により、次のとおり自己株式を消却しました。

消却した株式の種類および数	普通株式	7,833,411株
自己株式消却額		34,941百万円
消却日		2026年2月27日

## 3 | 会社の新株予約権等に関する事項 |

該当事項はありません。

## 4 | 政策保有株式および政策保有に係る議決権行使の基本方針 |

### (1) 株式の政策保有に関する方針

当社では、当社で定めるコーポレートガバナンス基本方針に従って、国内上場株式の新たな取得はせず、保有する国内上場株式の縮減を優先課題と位置付けて可能な限り取り組む一方、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に限り、スタートアップやベンチャーを含む企業の株式を戦略的に保有することがあります。具体的には、持続可能な社会の実現のために当社グループが解決に貢献する社会課題として選定した「金融包摂」「都市への集中・地方の衰退」「低・脱炭素化」「健康問題」を中心に積極的に事業展開を推進するために、それらの企業との協働・共創活動や安定的な提携・協力関係が、事業機会の継続的創出や技術の活用において必要不可欠な場合があり、その場合の株式保有は当社グループの成長戦略に合致する投資と位置付け、「戦略保有株式」と定義しています。

保有継続の合理性の検証にあたっては保有株式を以下の2つに区分し、各々に検証方法を設定しています。

### <資本業務提携先>

出資後、当社の定めた一定期間は、戦略的提携の土台固めの期間とし、保有を継続します。

一定期間経過後は、協業事業の進捗状況や継続的な取引があるか否かなど定性評価による検証を行います。検証の結果、保有意義が希薄と判断した株式について、上場株式は市況概況等も踏まえ売却を実施し、非上場株式は発行会社と協議し、売却先が見つかり次第、売却を実施します。

### <その他（上記区分に該当しないもの）>

各政策保有株式の貸借対照表計上額を基準として、これに対する、各発行会社および発行会社と関連する会社からの事業関連収益、配当金の合算額の割合を算出し、その割合が10%を上回っているか否かを確認します。この確認結果に将来の取引見込み等の定性評価も勘案し、保有意義が希薄と判断した株式について、上場株式は市況概況等も踏まえ売却を実施し、非上場株式は発行会社と協議し、売却先が見つかり次第、売却を実施します。

また、上記方針・考え方に沿った縮減を進める中で、政策保有株式の貸借対照表計上額の連結純資産に対する比率を10%水準へ引き下げることを目指しています。この目標達成に向けて、全量売却6銘柄を含む8銘柄の政策保有株の縮減および株式市場による時価評価額の変動等により、2026年3月期の貸借対照表計上額は前年度対比29億円減少の202億円となりました。結果、上記比率は2026年3月期においては6.0%（前期比0.5ポイント減）となり、戦略保有株式を除いた場合の比率は1.5%となっております。

## (2) 政策保有株式の議決権行使基準

保有上場株式の議決権の行使については、議決権行使助言会社の行使助言方針も勘案しながら、当社グループならびに投資先の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かなどを総合的に判断の上、適切に行使します。

## (3) 当社が純投資目的以外の目的で保有する銘柄数および貸借対照表計上額の合計額

区 分	第17期 2025年3月期	第18期 2026年3月期 (当連結会計年度)
銘柄数	79銘柄	82銘柄
(内訳) 戦略保有株式	61銘柄	64銘柄
政策保有株式	18銘柄	18銘柄
貸借対照表計上額の合計額	23,140百万円	20,212百万円
(内訳) 戦略保有株式	14,998百万円	14,981百万円
政策保有株式	8,141百万円	5,231百万円

(注) 当連結会計年度中にオープンイノベーション推進に向けた戦略的協業等を目的として、ベンチャー企業を中心に資本業務提携先9銘柄（941百万円）を新規取得しました。

## 5 | 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	桑野 徹	株式会社建設技術研究所 社外取締役 一般社団法人情報サービス産業協会 副会長
代表取締役社長	岡本 安史	監査部管掌
代表取締役役員 副社長執行役員	堀口 信一	企画本部管掌、人事本部管掌、管理本部管掌、品質革新本部管掌
取締役役員 専務執行役員	※中村 清貴	デジタルイノベーション事業本部管掌、IT基盤技術事業本部管掌、ビジネスイノベーション事業部管掌、ソーシャルイノベーション事業部管掌、グローバル事業部管掌、テクノロジー&イノベーション本部管掌、ビジネスイノベーション事業部事業本部長兼ソーシャルイノベーション事業部事業本部長兼グローバル事業部事業本部長
取締役	足田 秀三	株式会社インテック 代表取締役社長 株式会社プラネット 社外取締役
取締役	※眞門 聡明	株式会社インテック 代表取締役 副社長執行役員
取締役 (社外取締役)	水越 尚子	レフトライト国際法律事務所 パートナー ナプテスコ株式会社 社外取締役
取締役 (社外取締役)	須永 順子	京セラ株式会社 社外取締役 ヤマハ発動機株式会社 社外取締役
取締役 (社外取締役)	※古澤 満宏	株式会社三井住友銀行 国際金融研究所 理事長 三菱重工業株式会社 社外取締役 APECビジネス諮問委員会 (外務省) 日本委員
常勤監査役	辻本 誠	
常勤監査役	岸本 秀樹	
監査役 (社外監査役)	小野 行雄	小野行雄公認会計士事務所 所長 世紀東急工業株式会社 社外監査役
監査役 (社外監査役)	山川 亜紀子	Vanguard Tokyo 法律事務所 パートナー
監査役 (社外監査役)	工藤 裕子	中央大学法学部 教授

(注) 1. 当事業年度中の役員の異動

- ・就任 取締役中村清貴氏、眞門聡明氏および古澤満宏氏(※印)は、2025年6月24日開催の第17期定時株主総会において新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
  - ・退任 2025年6月24日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって、取締役柳井城作氏、北岡隆之氏および土屋文男氏は任期満了によりそれぞれ退任いたしました。
2. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 監査役岸本秀樹氏は、金融機関および会社経営における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役小野行雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 決算期後の取締役の担当の異動

2026年4月1日付の異動

会社における地位	氏名	担当
代表取締役 副社長執行役員	堀 口 信 一	企画本部管掌、人事本部管掌、管理本部管掌、品質本部管掌
取締役 専務執行役員	中 村 清 貴	デジタルイノベーション事業本部管掌、IT基盤技術第1事業本部管掌、ビジネスイノベーション事業部管掌、ソーシャルイノベーション事業部管掌、グローバル事業部管掌、技術本部管掌、ビジネスイノベーション事業部事業本部長兼ソーシャルイノベーション事業部事業本部長兼グローバル事業部事業本部長

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	対象となる員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基準報酬	業績連動報酬	業績連動型株式報酬
		百万円	百万円	百万円	百万円
取締役（うち社外取締役）	12名（4名）	389（32）	248（32）	65（－）	75（－）
監査役（うち社外監査役）	5名（3名）	55（28）	55（28）	－（－）	－（－）
合計（うち社外役員）	17名（7名）	444（61）	303（61）	65（－）	75（－）

- (注) 1. 当事業年度については、使用人兼務取締役の使用人給与はありません。また、当社は役員退職慰労金制度を導入しておらず、賞与の支給はありません。
2. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）、監査役は5名（うち社外監査役3名）であります。なお、上記取締役の員数と相違しておりますのは、2025年6月24日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）を含んでいるためであります。
3. 取締役および監査役の報酬限度額（基準報酬および業績連動報酬）は、2024年6月25日開催の第16期定時株主総会において、取締役が年額800百万円以内（うち社外取締役が100百万円以内）、監査役が年額150百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）、監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）であります。
4. 業績連動報酬は、2024年7月より役員報酬制度を改定しておりますが、旧役員報酬制度に基づく業績連動報酬も含む支給額であります。
5. 業績連動型株式報酬は、取締役（社外取締役、非業務執行取締役および国内非居住者を除く）4名に対する当事業年度中の費用計上額であります。なお、当該業績連動型株式報酬は、2018年6月26日開催の第10期定時株主総会において、取締役（社外取締役、非常勤取締役を除く4名）、執行役員およびエグゼクティブフェローを対象として導入し、2021年6月24日開催の第13期定時株主総会において、当社子会社である株式会社インテックの取締役（社外取締役、非常勤取締役を除く）、執行役員を追加する等の一部改定を行いました。また、2024年6月25日開催の第16期定時株主総会において、対象者を取締役、執行役員（非業務執行取締役、国内非居住者を除く）、当社子会社である株式会社インテックの取締役、執行役員（非業務執行取締役、国内非居住者を除く）とする等の一部改定ならびに制度継続につき、対象期間（3事業年度）ごとに1,810百万円（うち当社分1,630百万円）を上限とする金員を信託に拠出し、当該信託を通じて交付等が行われる当社株式等の株式数の上限を1事業年度あたり230,000株（うち当社分200,000株）とすることを決議いただいております。当該株主総会決議時点の取締役（業務執行取締役）は3名であります。

## ② 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (3) 報酬等の決定に関する方針の概要

### ① 報酬の決定方針

当社は、報酬決定のプロセスの客観性および透明性を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会を設置しております。

役員の報酬は、会社業績指標に連動した報酬制度の導入により、業績向上のインセンティブを強化することを基本方針とし、独立社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会の諮問、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

### ② 役員の報酬体系

当社の役員報酬体系は、基準報酬、業績連動報酬、業績連動型株式報酬より構成されます。各報酬の種別、算定方法、支給方法は次のとおりです。

名称	種別	算定方法等	支給方法
基準報酬	固定報酬	・ 役位毎の職責に基づき定める	毎月支給
業績連動報酬	変動報酬 (業績連動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度の「財務指標項目」、「非財務指標項目」の達成率により全社業績を算定</li> <li>・ 標準を100%とした場合、支給率は0%~150%の範囲で変動</li> <li>・ 役位別の基準の報酬枠と業績に基づき個人の業績連動報酬を算定</li> </ul>	1年に1度、前年度の評価に応じて支給
業績連動型株式報酬		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業績連動型株式報酬として実績に応じ当社株式を交付</li> <li>・ 相対TSRを指標として設定し、対象事業年度より3事業年度経過後に決定される業績連動係数に基づき算定（50%は時価に相当する金銭を支給）</li> <li>・ 業績連動係数は、0%~200%の範囲で変動</li> </ul>	3年に1度支給 ※支給率は50%~150%
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式報酬として役位に応じて算定した当社株式を交付</li> <li>・ 対象事業年度より3事業年度経過後に支給（50%は時価に相当する金銭を支給）</li> <li>・ 支給率は、役位別に業績連動型株式報酬100%支給時の50%として算定</li> </ul>	

### ③ 社外取締役および監査役の報酬体系

社外取締役に対する報酬は、基準報酬のみで構成され業績連動の報酬は支給しておりません。

また、監査役に対する報酬は監査役の協議で決定しており、高い独立性確保の観点から業績との連動は行わず、基準報酬のみを支給することとしております。

## 役員別報酬比率

役員区分・役位	基準報酬	業績連動報酬	業績連動型株式報酬
取締役			
社長	50.0%	25.0%	25.0%
副社長執行役員・専務執行役員	55.0%	22.5%	22.5%
常務執行役員・執行役員	60.0%	20.0%	20.0%
取締役（業務執行役員を除く）	100.0%	－	－
社外取締役	100.0%	－	－
監査役	100.0%	－	－

※非業務執行役員である取締役、社外取締役および監査役は、執行側を監理／監督する立場であることに鑑み、業績連動報酬を支給せず基準報酬のみの支給といたします。

### ④その他

業績連動型株式報酬制度の導入時、取締役会の決議により「役員報酬B I P 信託に関する株式交付規程」（以下、株式交付規程）に非違行為を定め、これに違反した対象者には、交付株式等について交付相当額の返還請求を可能とする条項および付与したポイントについて没収を可能とする条項を設けております。

### ⑤役員報酬の決定プロセス

- 中期経営計画に基づき事業年度当初に立案した事業計画の達成状況等の成果を例年5月下旬開催の業績評価会議にて評価する。
- 上記a.の業績評価会議において代表取締役社長が役員評価を行う。
- 上記b.の評価結果および評価結果に基づく報酬額を例年6月中旬開催の報酬委員会に諮問する。
- 上記c.の報酬委員会に諮問し協議した役員報酬額を取締役会にて決議する。
- 上記d.の取締役会にて決議された役員報酬年額のうち基準報酬については毎月支給し、業績連動報酬については7月に一括して支給する。
- 役員報酬額の水準については、例年7月より第三者機関による役員報酬調査を依頼し、他社動向を分析している。
- 上記f.の第三者機関による役員報酬調査結果を例年11月の報酬委員会に報告し、役員報酬額改定の諮問を実施している。

業績連動型株式報酬につきましては、株式交付規程に基づき算定しており、代表取締役や報酬委員会の裁量の余地はございません。

### ⑥役員報酬決定に関する諮問委員会の活動状況

報酬委員会は、2026年3月期において計5回開催し、調査会社による当社役員報酬額と他社役員報酬額の比較分析による当社報酬の妥当性等について諮問いたしました。取締役会では、当該機関による諮問結果に基づき役員報酬に関する議案の上程を行いました。

## ⑦報酬額の算定方法

「②従業員の報酬体系」で示した「基準報酬」「業績連動報酬」「業績連動型株式報酬」の算定方法は次の通りです。

### 1) 基準報酬

役位ごとの役割の大きさや責任の範囲に基づき支給しております。

### 2) 業績連動報酬

業績連動報酬額の算定にあたっては、全社業績、担当組織業績、個人業績について支給率を算定し、算定した評価値を役位別の業績評価配分比率を加味して合計した率を基に算定した額が個人別の支給額（0%～150%）となります。なお、具体的な算定方法は次のとおりです。

業績連動報酬評価項目

#### a. 役位別の業績評価配分比率

役位別に業績評価の配分比率を以下のように定め全社業績、担当組織業績、個人業績の各評価値を算定、個人別の業績連動報酬額を算定いたします。

役位	全社業績	組織業績	個人業績
取締役			
社長	100%	—	—
副社長執行役員・専務執行役員	60%	20%	20%
常務執行役員・執行役員	40%	40%	20%

b. 全社業績評価値の算定

(i) 全社業績指標の項目と評価時の比率

各指標の計画に対する達成度合と各指標の比率を使用し全社業績評価を算定した結果、2026年3月期の全社業績評価率は91.62%となりました。

種別	指標項目	公表値	評価目標値 (100%達成) (注)1	通期実績	達成率	比率	全社業績 評価率 0~150%	
			a					b
財務 指標	連結売上高 (百万円)	582,000	599,460	596,479	99.5%	25%	24.88%	
	連結営業利益 (百万円)	73,000	76,650	76,229	99.5%	25%	24.86%	
	連結EPS (円)	216.9	227.7	204.9	90.0%	25%	22.50%	
非 財務 指標	DJSIスコア (点)	72.0	75.6	75.0	99.2%	5%	4.96%	
	ステーク ホルダー 満足度 (注)2	働きがい満足度 (%)	57.0	59.9	59.0	98.6%	5%	4.93%
		顧客・サービス満足度 (%)	60.5	63.5	60.6	95.4%	5%	4.77%
		ビジネスパートナー満足度(%)	78.0	81.9	77.4	94.5%	5%	4.73%
	ガバナンス (注) 2	0	0	5	0.0%	5%	0.00%	
							91.62%	

- (注) 1：各指標の計画設定値は、公表値よりさらに高い内部目標値を設定し運用しています。  
2：当社の内部評価基準に基づき目標設定し、評価しています。

(ii) 全社業績評価値の算定式

全社業績指標各項目の目標値に対する達成度合いと各項目の比率を加味して以下の式により全社業績評価値を算定します。

$$\text{全社業績評価値} = \sum (\text{各財務指標の達成度} \times \text{各比率}) + \sum (\text{各非財務指標の達成度} \times \text{各比率})$$

※但し、150%を超えた場合は、150%を上限といたします。

c. 組織業績評価値の算定

業績評価対象の事業年度に役員が担当した組織の財務指標、非財務指標の達成率等により組織業績評価を0点~100点の範囲にて算定いたします。算定された組織業績評価値が0%~150%の範囲に収まるように基準点66.5点で除し、評価値0%~150%を決定いたします。

$$\text{組織業績評価値} = \text{担当組織業績評価} \div \text{基準点}$$

※但し、150%を超えた場合は、150%を上限といたします。

d. 個人業績評価値の算定

個人業績評価値は、対象役員が前事業年度に目標として立案した担当組織戦略の進捗結果（3段階評価）および担当組織に対するリーダーシップの発揮（3段階評価）について2軸により評価を行い（※1）、最終的に5段階評価（※2）を行います。

※1：3段階評価

		リーダーシップ			
組織戦略	組	3	2	1	
	織	3	A	B	C
	戦	2	B	C	D
	略	1	C	D	E

※2：5段階評価

評価	A	B	C	D	E
評価率	150	100	50	25	0

e. 個人別業績連動報酬額の算定式

上記のa.役位別の業績評価配分比率、b.全社業績、c.組織業績、d.個人業績をそれぞれ独立して評価し、以下の式により報酬額を決定いたします。

$$\begin{array}{c} \text{個人別} \\ \text{業績連動報酬} \end{array} = \begin{array}{c} \text{役位別} \\ \text{業績連動} \\ \text{基準額} \end{array} \times \left( \begin{array}{c} \text{全社業績} \\ \text{評価値} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{役位別} \\ \text{全社業績} \\ \text{評価比率} \end{array} + \begin{array}{c} \text{組織業績} \\ \text{評価値} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{役位別} \\ \text{担当組織業績} \\ \text{評価比率} \end{array} + \begin{array}{c} \text{個人業績} \\ \text{評価値} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{役位別} \\ \text{個人業績} \\ \text{評価比率} \end{array} \right)$$

f. 業績連動報酬額の上限

役位	業績連動報酬額
取締役	
社長	4,500万円
副社長執行役員	2,940万円
専務執行役員	2,160万円

3) 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、非金銭報酬である業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）であり、対象職務執行期間における職務執行の対価として、連続する3事業年度（以下、「評価対象期間」という。）を評価の対象とするインセンティブプランを設定します。2024年度において設定される本制度は、2024年度から2026年度までの事業年度から開始する、連続する3事業年度を評価対象期間とし、本制度の対象となる役員（以下、「対象役員」という。）に対し、役位ごとに定められる基準ポイントのうち50%を「業績連動部分」（PSU）、残りの50%を「固定部分」（RSU）として分けて付与します。原則として、評価対象期間経過後の7月に、一定の要件を充足する者には、業績連動型株式報酬の算定式に従ってそれぞれの基準ポイント数が株式交付ポイントに転換され、当該株式交付ポイント数の合計に応じた当社の普通株式（以下、「会社株式」という。）を交付します。（1ポイント=1株）

なお、会社株式のうち約50%は、納税資金確保のため、株式市場において売却の上、その売却代金を給付します。

- ・PSU（パフォーマンス・シェア・ユニット）は、対象事業年度の4月1日に在籍する対象役員に、3事業年度経過後に、評価対象期間の当社株価の成長率に応じて当社株式を交付するものです。（50%は時価相当額の金銭にて給付。）
- ・RSU（リストラクテッド・シェア・ユニット）は、2024年度より導入する制度で、対象事業年度の4月1日に在籍する対象役員に、3事業年度経過後、固定的に当社株式を交付するものです。（50%は時価相当額の金銭にて給付。）

a. 業績評価期間（2024年～2026年をモデルとして記載）

設定年度	種類	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
2024年度	PSU	<input type="checkbox"/> →			■☆		
	RSU	<input type="checkbox"/> →			■☆		
2025年度	PSU		<input type="checkbox"/> →			■☆	
	RSU		<input type="checkbox"/> →			■☆	
2026年度	PSU			<input type="checkbox"/> →			■☆
	RSU			<input type="checkbox"/> →			■☆

凡例：  基準ポイント数を付与  株式交付ポイントに転換 ☆会社株式の交付及び給付

b. 役位別基準金額の算定

ポイントを付与する際に使用する役位毎の基準金額を次のように定めます。

役位別基準金額＝役位別基準報酬額×役位別係数

役位別係数

役位	役位別係数	
	T I S	インテック
取締役		
社長	25.0%	5.0%
副社長執行役員・専務執行役員	22.5%	5.0%
常務執行役員・執行役員	20.0%	5.0%

c. ポイント（1ポイント＝1株）の算定方法

(i) PSU：

ア. 事業年度開始時

基準ポイント数 (PSU) (※1) = 役員別基準金額 × 50% ÷ 会社株式取得時単価  
(※1 小数点以下切捨て)

イ. 業績評価時（株式交付時）

株式交付ポイント数 (PSU) (※2) = 基準ポイント数 (PSU) × 在任月数/12ヶ月 × 業績連動係数  
(※2 1ポイント未満切捨て)

ウ. 業績連動係数

業績評価時（株式交付時）に適用される業績連動係数は、以下の通り、相対TSRに応じて定まりません。

相対TSR (%)	業績連動係数
200%以上	200%
50%以上200%未満	算定した相対TSR値 (%)
50%未満	0%

(ii) RSU：

ア. 事業年度開始時

基準ポイント数 (RSU) (※1) = 役員別基準金額 × 50% ÷ 会社株式取得時単価  
(※1 小数点以下切捨て)

イ. 株式交付時

株式交付ポイント数 (RSU) (※2) = 基準ポイント数 (RSU) × 在任月数/12ヶ月  
(※2 1ポイント未満切捨て)

(iii) 株式交付ポイント数：

株式交付ポイント数 = 株式交付ポイント数 (PSU) + 株式交付ポイント数 (RSU)

2024年度から2026年度までの連続する評価対象期間として対象となる業務執行取締役、執行役員(社外取締役、国内居住者を除く)に付与する基準ポイント数および株式交付ポイント数の上限は、以下の通りです。

なお、株式交付ポイントは1ポイントあたり1株とします。ただし、会社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、会社株式の分割比率・併合比率等に応じて1ポイントあたりの会社株式数（換価処分の対象となる株式数を含む）を調整します。

また、＜役員別付与ポイント数＞における固定ポイント数および業績連動ポイント数上限の適用は、2024年度に係る定時株主総会終了直後における当社グループの各社の役員名称に基づくものです。

<付与ポイント数の上限>

	株式交付ポイントの上限
T I S	200,000ポイント
インテック	30,000ポイント
合計	230,000ポイント

<役位別付与ポイント数>

	役 位	固定ポイント	業績連動ポイント上限 業績連動係数200%
T I S	取締役		
	社長	4,747	9,494
	副社長執行役員	3,101	6,202
	専務執行役員	2,278	4,557
インテック	取締役		
	社長	379	759
	副社長執行役員	303	607
	専務執行役員	224	448

※株式取得単価は、2024年8月7日より必要株式数を取得した際の株価を平均した3,159.80円（小数点第3位以下切り捨て）を使用しています。

d. 相対TSR (%) の算定方法（説明の例として2024年度を対象として記載）

相対TSR (%) = 当社TSR (%) ÷ TOPIX成長率 (%)

当社TSR (%) = (B+C) ÷ A

A 2024年5月各日の東京証券取引所における当社株式の終値平均値

B 2027年5月各日の東京証券取引所における当社株式の終値平均値

C 2024年度期首から2026年度期末までの当社株式1株当たりの配当金の総額値

TOPIX成長率 (%) = E ÷ D

D 2024年5月各日の東京証券取引所におけるTOPIXの終値平均値

E 2027年5月各日の東京証券取引所におけるTOPIXの終値平均値

当社グループの対象取締役等が死亡した場合または国内非居住者となることが決まった場合には、業績連動係数100%として、算定方法に基づき速やかに株式交付ポイントに転換することとし、当該株式交付ポイントに応じた会社株式の全てを株式市場において売却の上、その売却代金を当該対象取締役等に給付します（当該対象取締役等が死亡した際は、当該対象取締役等の相続人に給付します）。

<業績連動型株式報酬制度の概要>

業績連動型株式報酬は、2018年6月26日開催の第10期定時株主総会において、取締役（社外取締役、非常勤取締役を除く4名）、執行役員およびエグゼクティブフェローを対象として導入し、2021年6月24日開催の第13期定時株主総会において、当社子会社である株式会社インテックの取締役（社外取締役、非常勤取締役を除く）、執行役員を追加する等の一部改定を行いました。また、2024年6月25日開催の第16期定時株主総会において、対象者を取締役、執行役員（非業務執行取締役、国内非居住者を除く）、当社子会社である株式会社インテックの取締役、執行役員（非業務執行取締役、国内非居住者を除く）とする等の一部改定ならびに制度継続につき、対象期間（3事業年度）ごとに1,810百万円（うち当社分1,630百万円）を上限とする金員を信託に拠出し、当該信託を通じて交付等が行われる当社株式等の株式数の上限を1事業年度あたり230,000株（うち当社分200,000株）とすることを決議いただいております。

a. B I P 信託制度の仕組み

B I P 信託制度の導入に際し、「役員報酬 B I P 信託に関する株式交付規程」（以下、株式交付規程）を制定しております。制定した株式交付規程に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭(上限1,810百万円(うち当社分1,630百万円))を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得いたしております。

B I P 信託制度は、株式交付規程に基づき、取締役等にポイントを付与し、そのポイントに応じて、取締役等に株式を給付する仕組みです。

b. 対象取締役等に給付する予定の株式総数

一事業年度 230,000株（うち当社分200,000株）（上限）

c. B I P 信託制度による受益権その他の権利を受けることができるものの範囲

取締役等を退任した者のうち株式交付規程に定める受益者要件を満たす者

#### (4) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。

##### ① 会社補償契約の当事者となる会社役員の氏名

###### 1) 取締役全員

桑野徹、岡本安史、柳井城作、堀口信一、中村清貴、北岡隆之、疋田秀三、眞門聡明、土屋文男、水越尚子、須永順子、古澤満宏の各氏

###### 2) 監査役全員

辻本誠、岸本秀樹、小野行雄、山川亜紀子、工藤裕子の各氏

なお、柳井城作氏、北岡隆之氏および土屋文男氏は2025年6月24日をもって退任したため、同日付にて各氏と締結していた補償契約は終了しております。

##### ② 補償契約の内容の概要

会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において、当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、その職務を行うことにつき悪意または重大な過失があった場合、会社が役員に対して責任を追究する場合には補償の対象としないこと等、一定の措置を講じております。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、次の内容のとおり、保険会社との間で締結しております。

##### ① 被保険者の範囲

- 1) 当社および当社連結子会社の取締役、監査役および執行役員
- 2) 当社海外子会社および海外出資会社へ役員として派遣または兼務している執行役員および従業員

##### ② 保険契約の内容の概要

被保険者が①に該当する会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は、補填対象外としており、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

なお、保険料は特約部分も含め、全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当該他の法人等との関係

会社における地位	氏名	兼職する法人等および兼職の内容
取締役	水越尚子	レフトライト国際法律事務所 パートナー ナブテスコ株式会社 社外取締役
取締役	須永順子	京セラ株式会社 社外取締役 ヤマハ発動機株式会社 社外取締役
取締役	古澤満宏	株式会社三井住友銀行 国際金融研究所 理事長 三菱重工業株式会社 社外取締役 APECビジネス諮問委員会 (外務省) 日本委員
監査役	小野行雄	小野行雄公認会計士事務所 所長 世紀東急工業株式会社 社外監査役
監査役	山川亜紀子	Vanguard Tokyo 法律事務所 パートナー
監査役	工藤裕子	中央大学法学部 教授

(注) 社外取締役および社外監査役の上記兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏名	出席状況、活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	水越尚子	当事業年度中に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会の委員を務め、当事業年度に開催された指名委員会11回および報酬委員会5回のすべてに出席し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	須永順子	当事業年度中に開催された取締役会16回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験と見識をもとに取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、2025年6月24日より取締役会の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会の委員長を務め、取締役等の指名、報酬について取締役会の諮問に応じ、当事業年度に開催された指名委員会11回および報酬委員会5回のすべてに出席し、取締役等の指名、報酬について取締役会の諮問に応じて見解をとりまとめ、取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	古澤満宏	2025年6月24日就任後に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、行政官として得た財政金融政策に関する幅広い見識や国際機関の幹部として得たグローバルな視点をもとに取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について取締役会の諮問に応じ、2025年6月24日就任後に開催された指名委員会8回および報酬委員会3回のすべてに出席し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	小野行雄	当事業年度中に開催された取締役会16回のすべて、監査役会13回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための提言を行っております。また、監査役会においては、適宜必要な発言を行っております。

会社における地位	氏名	出席状況、活動状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	山 川 亜紀子	当事業年度中に開催された取締役会16回のすべて、監査役会13回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための提言を行っております。また、監査役会においては、適宜必要な発言を行っているほか、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会の委員を務め、当事業年度に開催された指名委員会11回のうち8回、報酬委員会5回のすべてに出席し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	工 藤 裕 子	当事業年度中に開催された取締役会16回のうち15回に、監査役会13回のうち12回に出席し、学識経験者としての高い知見と見識により、取締役会の意思決定の適正性を確保するための提言を行っております。また、監査役会においては、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議を4回行っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額としております。

## 6 | 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額 (百万円)
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	152
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	261

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に次の業務を委託し、対価を支払っております。

第三者保証業務に関する報酬等

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 7 | 株式会社の支配に関する基本方針 |

現時点で買収への対抗措置（いわゆる買収防衛策）の導入は検討しておりません。

## 8 | 利益配当に関する基本方針 |

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、中長期の経営視点から事業発展につなげる適正な内部留保を確保しつつ、連結業績を勘案した上で、安定した配当を継続していくことを基本方針としています。

この方針のもと、中期経営計画（2024-2026）においては、成長投資の推進・財務健全性の確保・株主還元の強化のバランスのもと、総還元性向の目安をこれまでの45%から50%に引き上げ、1株当たりの配当金を継続的に充実させることを方針としています。なお、当社は、株主の皆様への利益配分を事業成長に応じて継続的に充実化させていくためには、一時的な損益に影響されない営業活動から得られた利益をベースとして株主還元を実施することが望ましいと考えています。

○記載数字は、表示桁数未満を切り捨てて表示しております。ただし、百分率および1株当たりの数値は、表示桁数未満を四捨五入しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>295,295</b>
現金及び預金	87,235
受取手形、売掛金及び契約資産	144,106
リース債権及びリース投資資産	5,025
有価証券	10,229
商品及び製品	5,510
仕掛品	1,542
原材料及び貯蔵品	166
前払費用	37,787
その他	3,920
貸倒引当金	△231
<b>固定資産</b>	<b>256,211</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>88,886</b>
建物及び構築物	36,773
機械装置及び運搬具	6,135
土地	35,712
リース資産	3,664
その他	6,600
<b>無形固定資産</b>	<b>46,669</b>
ソフトウェア	16,275
ソフトウェア仮勘定	3,311
のれん	7,969
その他	19,112
<b>投資その他の資産</b>	<b>120,655</b>
投資有価証券	58,705
退職給付に係る資産	18,848
繰延税金資産	21,040
その他	22,124
貸倒引当金	△62
<b>資産合計</b>	<b>551,507</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>164,190</b>
支払手形及び買掛金	30,064
短期借入金	21,330
未払法人税等	14,121
賞与引当金	17,994
受注損失引当金	457
訴訟損失引当金	7,434
業績連動報酬引当金	321
その他の引当金	169
契約負債	37,839
その他	34,457
<b>固定負債</b>	<b>49,589</b>
長期借入金	13,494
リース債務	3,408
繰延税金負債	12,088
役員退職慰労引当金	0
業績連動報酬引当金	738
その他の引当金	177
退職給付に係る負債	10,456
資産除去債務	7,051
その他	2,173
<b>負債合計</b>	<b>213,780</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>300,304</b>
資本金	10,001
資本剰余金	4,111
利益剰余金	317,476
自己株式	△31,284
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>24,426</b>
その他有価証券評価差額金	12,815
繰延ヘッジ損益	△71
為替換算調整勘定	2,557
退職給付に係る調整累計額	9,124
<b>非支配株主持分</b>	<b>12,995</b>
<b>純資産合計</b>	<b>337,726</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>551,507</b>

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		596,479
売上原価		428,145
<b>売上総利益</b>		<b>168,334</b>
販売費及び一般管理費		92,105
<b>営業利益</b>		<b>76,229</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	599	
受取配当金	966	
為替差益	429	
その他	617	2,612
<b>営業外費用</b>		
支払利息	602	
持分法による投資損失	749	
合併関連費用	373	
その他	604	2,330
<b>経常利益</b>		<b>76,511</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	715	
投資有価証券売却益	4,374	
その他	28	5,118
<b>特別損失</b>		
減損損失	2,827	
投資有価証券評価損	1,274	
訴訟損失引当金繰入額	7,434	
その他	1,140	12,677
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>68,953</b>
法人税、住民税及び事業税	22,590	
法人税等調整額	△2,232	20,358
<b>当期純利益</b>		<b>48,594</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>		<b>1,970</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>46,624</b>

## 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日残高	10,001	12,290	316,376	△11,958	326,709
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△17,096	—	△17,096
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	46,624	—	46,624
自己株式の取得	—	—	—	△55,929	△55,929
自己株式の処分	—	—	—	1,663	1,663
自己株式の消却	—	△34,941	—	34,941	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	26,762	△26,762	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	△1,665	—	△1,665
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△8,178	1,099	△19,325	△26,404
2026年3月31日残高	10,001	4,111	317,476	△31,284	300,304

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2025年4月1日残高	12,671	△26	△2,672	1,903	4,763	16,639	12,715	356,064
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△17,096
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	46,624
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△55,929
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	1,663
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	—	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	△1,665
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	144	△45	2,672	654	4,361	7,786	280	8,066
連結会計年度中の変動額合計	144	△45	2,672	654	4,361	7,786	280	△18,337
2026年3月31日残高	12,815	△71	—	2,557	9,124	24,426	12,995	337,726

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>158,984</b>
現金及び預金	47,959
受取手形	235
売掛金及び契約資産	74,371
有価証券	10,000
商品及び製品	608
仕掛品	130
前払費用	23,167
関係会社短期貸付金	3,466
その他	1,383
貸倒引当金	△2,338
<b>固定資産</b>	<b>236,629</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>49,890</b>
建物	15,456
構築物	0
機械装置	2,983
工具、器具及び備品	2,022
土地	28,878
リース資産	489
建設仮勘定	58
<b>無形固定資産</b>	<b>12,265</b>
ソフトウェア	10,506
ソフトウェア仮勘定	1,752
その他	5
<b>投資その他の資産</b>	<b>174,473</b>
投資有価証券	26,163
関係会社株式	123,039
関係会社出資金	2,584
差入保証金	10,157
長期前払費用	981
前払年金費用	583
繰延税金資産	10,732
その他	230
<b>資産合計</b>	<b>395,613</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>130,964</b>
買掛金	13,111
短期借入金	19,700
関係会社短期借入金	52,087
リース債務	366
未払金	2,014
未払費用	9,584
未払法人税等	7,374
契約負債	17,651
預り金	705
賞与引当金	7,191
受注損失引当金	279
業績連動報酬引当金	321
その他の引当金	35
その他	542
<b>固定負債</b>	<b>31,474</b>
長期借入金	13,494
関係会社長期借入金	10,380
リース債務	231
退職給付引当金	1,142
業績連動報酬引当金	671
その他の引当金	177
資産除去債務	4,001
その他	1,375
<b>負債合計</b>	<b>162,439</b>
<b>(純資産の部)</b>	<b>233,174</b>
<b>株主資本</b>	<b>229,087</b>
資本金	10,001
資本剰余金	20,984
資本準備金	4,111
その他資本剰余金	16,872
利益剰余金	229,385
その他利益剰余金	229,385
繰越利益剰余金	229,385
自己株式	△31,284
<b>評価・換算差額等</b>	<b>4,087</b>
その他有価証券評価差額金	4,087
<b>純資産合計</b>	<b>233,174</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>395,613</b>

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		273,173
売上原価		198,662
<b>売上総利益</b>		<b>74,510</b>
販売費及び一般管理費		38,674
<b>営業利益</b>		<b>35,836</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	569	
受取配当金	19,459	
その他	528	20,556
<b>営業外費用</b>		
支払利息	817	
合併関連費用	394	
貸倒引当金繰入額	770	
その他	360	2,342
<b>経常利益</b>		<b>54,051</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	3,192	
固定資産売却益	674	3,867
<b>特別損失</b>		
関係会社株式評価損	1,541	
投資有価証券評価損	872	
減損損失	1,070	
契約損失	597	
その他	232	4,313
<b>税引前当期純利益</b>		<b>53,604</b>
法人税、住民税及び事業税	10,179	
法人税等調整額	△625	9,553
<b>当期純利益</b>		<b>44,050</b>

## 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他剰余金	利益剰余金合計		
2025年4月1日残高	10,001	4,111	51,814	55,926	204,095	204,095	△11,958	258,064
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	△17,096	△17,096	-	△17,096
当期純利益	-	-	-	-	44,050	44,050	-	44,050
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△55,929	△55,929
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	1,663	1,663
自己株式の消却	-	-	△34,941	△34,941	-	-	34,941	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	△1,665	△1,665	-	△1,665
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△34,941	△34,941	25,289	25,289	△19,325	△28,977
2026年3月31日残高	10,001	4,111	16,872	20,984	229,385	229,385	△31,284	229,087

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年4月1日残高	4,662	△2,672	1,990	260,055
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△17,096
当期純利益	-	-	-	44,050
自己株式の取得	-	-	-	△55,929
自己株式の処分	-	-	-	1,663
自己株式の消却	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	△1,665
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△575	2,672	2,096	2,096
事業年度中の変動額合計	△575	2,672	2,096	△26,880
2026年3月31日残高	4,087	-	4,087	233,174

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

T I S 株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 木村 修  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 倉持 太郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T I S 株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T I S 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

T I S 株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 木村 修  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 倉持 太郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T I S 株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式も含めて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

T I S 株式会社 監査役会

常勤監査役	辻本 誠 ㊞
常勤監査役	岸本 秀樹 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	小 野 行 雄 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	山 川 亜 紀 子 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	工 藤 裕 子 ㊞

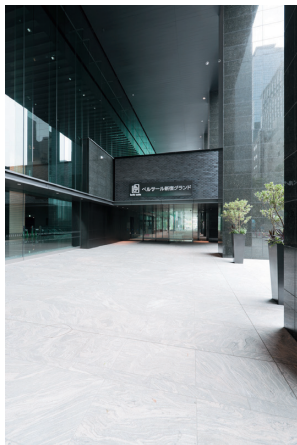
以 上


# 定時株主総会会場ご案内図

## 会場

ベルサール新宿グランド(住友不動産新宿グランドタワー隣) 1階イベントホール  
東京都新宿区西新宿八丁目17番3号

### ベルサール新宿グランド



 バリアフリールートをご利用の方  
西新宿駅の2番出口にあるエレベーターから地上へご移動の上、右図の赤矢印に沿ってお越しください。

## 交通

東京メトロ丸ノ内線  
都営大江戸線  
JR線・京王線・小田急線

- 1 「西新宿駅」下車
- 2 「都庁前駅」下車
- 3 「新宿駅」下車

1番出口より徒歩約3分  
A5出口より徒歩約15分  
西口より徒歩約20分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※ご来場にあたり、サポートが必要な方は事前に末尾問い合わせ先までご連絡ください。

(株主総会に関するお問い合わせ)  
TIS株式会社  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
電話 03-5337-7070(代表)  
メールアドレス cg\_promotion@ml.tis.co.jp

